

令和6年12月11日(水曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番	青木浩明	9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	佐田幸
環境政策室	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和6年12月第12回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和6年12月11日 9時00分 開議

日程第1 陳情第9号及び第11号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問 (質問者:1番から5番まで)

●陳情

- 陳情第 9 号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情について
- 陳情第 11 号 精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書提出を求める陳情書について

## 議 事 の 経 過

令和6年12月11日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、陳情第9号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情について、及び陳情第11号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書提出を求める陳情書についてを議題と致します。

なお、陳情第8号及び第10号は継続審査となりましたので、ご報告致します。

これから、委員長報告を行います。

初めに、陳情第9号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

それでは、当委員会に付託されました陳情第9号、学校の業務量に見合った教職員の配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情書について、委員会において審議したことについて報告致します。

陳情者名は、陳情書文書表のとおりでございます。

意見書については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てになっております。

それでは、報告致します。

現在、教職員のなりて不足が深刻な状況なのは、皆さん理解してくれていると思います。

やはりそれらの要因は、さまざまな教育課題が増える中、長時間過密労働、勤務時間内に収められない定数の在り方などが問題であると考えます。

定数法の改正、長時間労働による、教員に対する残業代を支給可能とする、給特法の改正は必要だということになりました。

よって、当委員会として採決をした結果、採択することに決しました。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 11 号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書提出を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

陳情第 11 号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書提出を求める陳情書について、本委員会での報告を致します。

本委員会は、この陳情を採択することに決しました。

陳情の内容については、配付している資料のとおりですが、精神障害者の子を持つ親の会、高知はっさくの会よりあった陳情は、発達障害を含む精神障害を持つ当事者は、精神科の入院、通院が長期にわたり、精神科への医療負担が大きくなるだけでなく、精神以外の疾病、糖尿病や脳梗塞、心疾患等の医療費負担が大きくなっています。

一般就労も難しく、収入が少ない現状を訴えております。

国の制度だけでは生活を維持するのが難しく、自治体での取り組みを求めています。

県への要望も 9 月に提出をしております、去る 11 月 25 日も、第 1 回の検討会議が開催されたとのことです。

よって、この陳情を採択致します。

意見書については、県知事への宛てとなっております。

以上、報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、陳情第 9 号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情についての討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、陳情第 11 号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書提出を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第9号、学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度(重度心身障害者医療費助成制度)への意見書提出を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

#### 9番(山本久夫君)

おはようございます。

一般質問を行います。

まず1問だけですので、よろしく願います。

給食費について無償化できないかということで、まず教育長に伺います。

もう何回もやりますのでそこらへんは、給食が果たす役割であったり、学校で教材として扱っていると。そういうような状況というのは、もう十分承知してることと思います。

参考までにですね、令和3年度の児童生徒数が563名。令和4年度の生徒数は556名。令和5年度が、生徒数が550名ということで、年々こう少なくなってきました。

その上に反映してですね、その給食費の負担額というのは、令和3年度、これは全体ですが2,750万、令和4年度が2,730万、令和5年度は、これ2,020万ということですけどちょっと少なくなってますが、これは今年の1月から3月までちょっと無償化をしています。その関係で落ちてるんですが、これも年々児童生徒数に合わせて、お金は抑制されていってると。

その反面、公費負担額というのがありまして、それが令和3年度が820万、令和4年度が860万、それで令和5年度が650万と。これも比率でいくと、10年前に比べたら20パーセント台だったのが、今もう30パーセントを超えています。これは、児童生徒数が少なくなったので全体が落ちてますのでパーセントが少

し上がるということもありますけど、金額的に見ると、公費負担額というのは年々増額している状況です。

確かにこれを見るとですね、今子育てをしている家庭であったり保護者の方は結構きついんじゃないか、そういう状況が見て取れるんじゃないかと考えております。

それと現在、国の方では物価高騰に対する助成であったり、ガソリンへの補助であったり、また今回は、低所得者用にですね、現金を給付すると。そういうような施策をやろうとしています。これは全て一過性のものであって、やはり教育、福祉に関しては、やっぱり長期というか、長くね、やるのがやっぱり効果を生み出すんじゃないかと、そういうような感覚を持っております。

そこで教育長、今まで私も何回か、また同僚議員も質問しましたが、給食費の無償化についてはどうい  
う見解を考えておられるかということを、まず伺いたいと思います。

教育長（宮川雅一君）

それでは山本議員の、給食費について無償化できないかのご質問にお答えを致します。

子育て世帯については、給食費に加え、保育料、教育費、医療費など、多くの経済的負担を抱えており、経済的支援は、少子化対策や子どもの健全な成長を支えるためには、必要な施策の一つであるとの認識は、従前より何ら変わるものではございません。

その中で、学校給食費については、経済的に厳しい家庭において、就学援助世帯に認定されれば無償となっておりますことは、議員ご承知のとおりでございます。

今後は、時代の流れや国の動向など、社会情勢の変化を踏まえ、関連部局との連携のもと、今回ご質問いただきました、子育て世帯を対象にした学校給食費に加え、保育料、在宅子育て応援補助金制度、こういったものを含め、総合的に検討してまいります。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

ありがとうございます。

教育長が検討されるということですが、今言われた内容についてはなかなか厳しい検討の内容じゃないかと思うんです。非現実的に考える。ちょっと難しいんじゃないかと。

今言われた、お金というか財源を絞っていくのは、大変厳しい、今の社会情勢の中では厳しいと。

ただ、私は検討してもらってるのはありがたい話ですが、例えば、教育委員会で令和3年度に作られた教育施設の長寿命化計画というのがありますよね。令和4年度に一遍改正されてます。

その内容というのは、一つの教育施設というか教育財源として、教育予算として考えたときに、そういった検討するのであれば、その内容は皆ご存じのようにね、学校施設、教育施設を学校施設と保育施設と社会教育施設に分けて、全体で23施設あります。その中で、健全値を表してるんですよ。100に対してね。それを、100に対して健全値を表してる内容で一番悪いのは、あかつき館で34ぐらいです。その次は鈴小学校、一番いいのが佐賀中学校です。100に対して100なんですよね。

そういう計画を立ててるんで、その財源は必ず要るわけです。やろうと思えば、これは何でやらないかんというのは財産、共有の財産だからやらないかんがわかります、十分ね。でもその計画を見てると、一番最後は、令和43年で40年計画なんです。その中でやっぱり検討するのであれば、その中でこうちょっと繰り延べできるもの、財産としての価値を損なわない程度の設備と整備をしていって、修繕をしていって、伸ばしていくという、そういうところの財源を、この給食の無償化の一部の財源に充てるとか、そういうのはやっぱり検討してほしいと。ただ漠然と、財源ないといかん。

もともと教育委員会の予算というのは、歳入歳出は、教育委員会の見積もりを取って、それを町長部局と協議して、それを全て通っていけば問題ないんですけど、もし町長部局がこれを減額しようとするときには、協議をする。話し合い、意見を求めるというような、そういう関係です。

昔のように、町長が一切決めてという、枠を決めて、はい、分担してくださいというような時代ではないんです。ある程度、教育委員会が主体性を持って、検討されたことを町長部局と協議すればですよ、やっぱり前向いて進むんじゃないかと。その長期の教育施設の長寿命化なんかの計画なんかも、やはりもうちょっとね、内容を詰めて、その中で財源を生むことはできないかとかいうような検討をやったりしてほしいと。

教育も含めてですけど、行政一般的にやはりPDCA、それだけをやるということが多いですけど、よく町長の所信表明で言われたように、スクラップ・アンド・ビルドなんかも、このときは一番できる話なんです。施設ですから。やはりそういうことを検討していただきたいと思うんです。具体的な。そういうご答弁がいただけたら大変ね、私としても、同じことを繰り返して行って、ただ単に検討じゃなしにね、そういうような内容を詰めた内容を、教育委員会としての見解を示してほしいところありますが。

そのことについてはどうお考えです。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは、山本議員の再質問にお答えを致します。

まず、本年9月の3日から18日にかけて、就学年児童及び小学生を持つ保護者に対しましてアンケートを実施しております。

その中で、多く出された内容というのが、子育てで出費がかさむとして、子どもの時間が十分取れない。そして、子どもの教育に関すること、それから病気や発達に関することなどもですね、上位に挙げられてきております。

その中で、教育委員会と致しましては、その支援事業と致しまして大きな柱が7つありまして、その中に細分化しております21事業がですね、展開しておりますので、これも含めてですね、全体を見直していくと。まずその作業から入ってですね、そして優先順位をつけていくということになりますので。結局ニーズからいきますとですね、大変高いニーズになっておりますので、そういったところには着手していかなくちゃならないという、そんなふうにご考えてとございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

そういう事業見直しを検討していくということですので、そのへんのことは徹底してほしいと思います。

次、町長にお聞きします。

最近までというかね、ごく最近まではこの給食費の無償化というのは報道を多くされてました。

もう国も前向きに行くという方向性になってるんですが、ちょうど選挙があって、今103万の壁に集中されて協議されて、給食費のことが語られることがなくなって、報道関係も、ちょっと下火になってるよ



うな気もするんですが。流れ的に言うと、絶対これは国はやれますよ。近い将来、近い将来やります。多分、国の動向を見極めてというようなことになると思うんですが、町長、ある程度こういう社会情勢をかんがみたときに、やっぱり決断すべきときはもう、機が熟しているというかね、もう今じゃないかというようなイメージを、私は持っております。

そうでなかったら、他の市町村との格差も出てくるんで、長く置けば置くほど。給食費が無償化してる自治体としてない自治体との違いというのはね、やっぱりみんながよく見ているわけで、そういうところは。やはりそういうことも、格差になって社会に広がっているという懸念もあります。ある程度の時期にやらなくてはならないと思います。

そのことで、町長が初めて当選された2010年、平成22年、そのときに、平成22年になりますよね、2010年ですから。そのときに、児童生徒数が844人もいました。約840人です。現在は550名です。要は、35パーセントも子どもが減ってる、児童生徒が減ってるんですよ。

やっぱこういう状況を見て、ある程度はものすごくそれを考えていかなかったら、今は、公費負担率を引いても1,900万台です。上乘せが要る財源が。これが、あと5年10年、もう令和8年、自分たちの任期が終わるころには、500人を切るような状態になっています。やっぱりそうやって考えたら一日でも早くというか、一年でも早くそういう対応してやるのが、やっぱり保護者が子育ての支援になり、家族のやっぱり経済的な軽減につながると思うんですが。

そのへんを考慮して、町長の見解、政治的な判断になると思うんですが、そのへんを考慮してですね、町長の答弁をいただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

給食費を含めて子育て支援施策の個別につきましては、この間もずっとご質問をいただいてまいっております。議論の熟度自体はもう高まっていると思います。

その上で、なかなか確たるご返事ができない理由には、一つは、どうしても財政をお預かりしているという立場がございまして、少しだけ、少し財政的な側面をご説明させていただきます。

例えば直近、令和5年度決算を見ますと、決算期間中の基金取り崩しが約9億、そして決算を締めた状態で積み上げられた基金というのは3億です。

利子等々の積立等々も加味致しましても、基金総額の純減は5.5億ということになっておりまして、これは令和5年度の期首での基金積み立ての総額の約9パーセントに該当致します。理論上は11年で基金が枯渇すると、こういうことになってございます。

その上で、さらに言いますと単年度収支は12.2まで上昇しておりまして、こちら、これからの上昇傾向ということになってございます。

また、もう一つ留意しなければならないのは、起債残高の総額自体は減少傾向にございますけれども、例えば合併特例債を活用できていた時代と比べまして、起債残高総額に対する交付税措置率というのはかなり低下しております。

従いまして、何を言いたいかと申しますと、起債残高総額圧縮されているんだけど、いわゆる真水の借金部分、これは思ったほど圧縮が進んでいないというのが現状であります。

加えて、令和7年度、それから8年度にかけては、突発的な財政需要が生じます。衛生センターの

長寿命化でございますけれども、こちら、約3年間におきまして17億という巨額の予算が投じられることになってございます。こちらも特定の財源がございまして、現在、過疎を充当する計画としておりますけれども、通年、例年、黒潮町に割り当てされる過疎枠というのが約5億。単年度で8億強の財政需要が生まれるわけございまして、そうしますと長寿命化だけでもオーバーフローするということになってございます。

あるいは、その8億の財政需要に5億の過疎債を充てたとすると、これまで継続してきた事業で過疎債を打っていた部分、これが優良起債である過疎債から、交付税措置率の低い起債に移行する。あるいは、もっと言いますと一般財源化すると。財源を一般財源に求めると。こういうことになります。

これら、総じて言いますとどういうことになるかと申しますと、R5年度、基金5.5億の純減は、R7年度の決算においては、単年度で13億の減と、こういうことになるわけでございます。

そうしますと、先ほど申し上げました基金全体の9パーセントの消化をしていったR5年度の決算に比べて、そのときは11年ということになっておりますが、これは少なくとも7年とか8年とか、こういうレベルで基金が枯渇すると、こういうことになります。

これらが、なかなかこう財政を預かる身として直ちに確定的な返事ができない、そういった要因になっております。

これからですね、年明けますと、副町長査定、それから財務の方で財源入力が始まります。全体を見させていただいた上で、さまざまな政策決定をしていきたいと思っています。

しかしながら、先ほど教育長も申し上げましたように、財政があまり前面に出ますと、住民ニーズと施策がかけ離れていく、こういったリスクも生じるわけでありまして。

従いまして、各個別の政策の実効性をもう一度検証することはもとより、政策体系全体のリビルドを図っていく必要があると考えています。

この今議会の一般質問におきまして、例えば、山本議員からご質問いただいております給食費でありますとか、あるいはほかの先生方からいただいております保険料、あるいは在宅子育て、こういったところもひっくるめて、政策体系全体の中で検討させていただきたいと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

どうもありがとうございます。

財源ということで、厳しい財源やと思います本当に。

しかしながら、その中で今町長言われてきたようにニーズに合わせた施策というのが大事であって、そのへんも検討されるということで。

今後ですね、給食費に限らず、ぜひ事業の見直しというのが大事で、よく言われる、本当に生きた言葉にしてほしいとスクラップ・ビルドを。そこが結構ね、子どもだけを利用してというところがありますんで、全教育関係の予算に限らず、給食の無償化のための財源確保するためにだけじゃなくて、全体で生まれないと、予算は。特に給食費なんかは継続してなんぼ、継続することに意味があるわけですから、ぜひそのへんを十分検討されてですね、その事業の見直しをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

それでは、一般質問を行います。

今回、2 問について質問をしておりますのでお願いします。

まず、第 1 問目です。人権対策、部落差別についてでございます。

昨日の高知新聞にですね、人権週間ということで、宿毛工業の 1 年生が素晴らしい作文を書いてくれました。何と云っても僕は、これは大事な言葉やなど思ったのは、差別をなくするために、できるだけ多くの人に正しい知識を身に付け、差別について知ってもらいたい。本当にこれです。将来、小学生からもう大人になり、そして老後を迎えたときにでも、やはりこの人権、部落差別、同和問題についても、やっぱりしっかりと勉強していかなければいかんのではないかなということのを再認識させられた作文でした。もう一度、皆さん読んでみてください。本当素晴らしい作文ですので、お願いします。

1 問目いきます。

今月 4 日から 10 日まで、人権週間ということで、展示によるイベントなど開催をされました。学校でも、2 学期はさまざまな行事も忙しい学期でもありますけれども、人権学習の学期でもあります。大方地域の小学校も、5 校合同のフィールドワークも実施をしております。5 年生は素潜りについて、地先権の漁業権の疑問に思うこと。6 年生は部落差別について、解放運動の歴史など学習をしていました。

そこで、一定の期間学習をするのではなく、1 年を通してやはり人権、同和問題についての学習を行うことができないかということでもあります。

自分たちが学生のころはですね、同じように 2 学期に集中してこの人権問題についての学習をしました。そのときに聞かれたのは、また同和問題か、同和学习かというようなことがよく言われて、僕は本当に嫌な思いをしたことを覚えております。

そこで、学校教育の中で期間を決め学習しているようですけども、1 年間を通してこの人権学習、同和学習ができないかということ、まずお尋ねします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは澳本議員の、学校教育の中で期間を決め学習をしているようだが、1 年を通しての学習はできないかのご質問にお答えを致します。

公教育では、全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めております。この学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や、大まかな教育内容が定められています。また、これとは別に学校教育法施行規則で、例えば、小中学校の教科等の年間の標準時間数等も定められております。

これらの法的な根拠のもと、各学校では学習指導要領や年間計画の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて教育課程を編成しているところでございます。

従いまして、本来やるべき内容と時間数等が決められておりますので、年間を通じて人権対策に特化した授業を展開されるものではありません。しかし、教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、例えば個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力など、人権にかかわる内容についても、教

科を横断した学習により、人格の完成を目指すものでございます。

このことを受け、学習指導要領における総則では、相手のことを思いやる心であったり、差別をすることや偏見を持つことなく、公正公平な態度を育成するであったり、基本的人権の尊重であったりと、小中高のそれぞれの発達段階に応じて、しかも教科科目を問わず、学校教育活動の全体を通じて、人権に関する学習が展開されることとなっているものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

とにかく、年間のスケジュールを組みながらやっているということですよ。

その中でも、やはり1学期に1時間ぐらいは人権のこととか、こういった問題を学習する場は設けていくということで大丈夫でしょうか。はい、分かりました。

ということでですね、先ほど言いましたフィールドワークの件です。

この5年生、6年生の5校合同のフィールドワークも、もう10何年続けてやってくれております。今年ですね、僕も5年生、6年生の講師ということで務めさせてもらいました。その中で、南郷小学校の6年生の女の子でした。最後にお礼の言葉ということで、言ってくれたのを僕文章にしておりますので、ちょっと読みます。

今日のお話の中で、改めて仲間のありがたみや大切さを知ることができました。私は黒潮町が大好きです。きれいな海、伝統的な食文化だったり、祭りがあります。でも、今日の話聞いて、私は悲しかったです。それと、まだ差別について部落で分けたりしている人がこの町にもいるのかなと考えたら、悔しいという思いもあります。でも、私は違うって言うことができます。行動することができます。頼れる仲間もたくさんいます。なので、今日の話を生かして、これからたくさん勉強をして、差別とか苦しい思いをする人がゼロになる幸せな黒潮町を、自分たちの力で作っていったらいいなと思っております。

僕、この言葉を聞いて、ほんと涙が出ました。こういう子どもがしっかり育ってくれているなということを実に自慢したい、黒潮町を。そう思ったんです。

教育長、この僕が今読んだ感想文の中で、何か一言感想はありませんかね。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

私も今、直接の感想をいただき、聞きまして、私自身も感動してるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

そういうことで、しっかりとやってくれておるということで、確認を致しました。

2問目です。保護者に対する啓発活動の状況です。

これ、保育園の保護者の人たち、そして小中学校の保護者の人たちに対して、やはり人権啓発という視点ですね、さまざまな学習会や参観日等を実施してくれております。

保育園の保護者に対してはですね、やはりこれも皆さん啓発をしてくれておられると思うんですけども、この保育園が合併してから、最近よいよこういう学習会、ないんじゃないかなと思っております。

そこらへん、この保護者に対しての啓発活動の状況をまずお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、保護者に対する啓発活動の状況は、のご質問にお答えします。

保護者を対象とした啓発事業として、PTA 人権問題研修会を実施しています。この研修会は、町内の小中学校が企画し、実施している研修会です。参加は、保護者、児童生徒、教職員のほかに地域住民にも呼び掛けを行うこともあります。

令和3年度は7校が実施し、参加者総数499人のうち、保護者の参加は121人。令和4年度は7校が実施、参加者総数520人のうち、保護者は132人。令和5年度は7校が実施、参加者総数425人のうち、保護者は138人で、保護者の参加者はこの3年間では増加の傾向にあります。

本年度は9校が計画をしており、9月から2月にかけて実施する予定となっています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

増加傾向ということで、本当にうれしく思います。

それともう一つ、人権参観日の保護者の参加率、どれぐらい参加してるのかということです。

お願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

人権参観日の参加者数については、ちょっと手元に資料がございませんので、この場の答弁等はできませんのですみません。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

やっぱりね、この人権参観日となると、何かいきなり参加する保護者の人たちが少なくなっているなという感じは致します。そういったこともですね、やっぱり学校と教育委員会としっかり手を取り合っ  
て、授業の工夫とかそういうことからもやっぱりこれから必要じゃないかなと思いますので、ぜひよろしく  
お願いを致します。

3問目にいきます。

なぜ今回、部落差別について質問をしているかということです。まだ皆さんも報告はしてくれてないと思うんですけども、悲しいことに町内で差別発言がありました。差別の現実をもう一度確認してもらって、町民の皆さんに差別とは何かを知ってもらうため、今回部落差別ということで質問をさせてもらっております。

そして3問目です。地域、そして企業の研修状況はどうかということです。やはりこれ大事なことです。保護者も卒業して、もう子どもも成人になったら、もう何もしなくていいかということではありません。やはり、日々人権問題について、同和問題についてしっかりと学習してもらいたいというのが僕たちの思いです。

ということで、地域企業の研修状況はどうかということをお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、地域企業の研修状況はどうかのご質問にお答えします。

地域企業の研修につきましては、人権係では部落差別をなくする運動強調旬間 in 黒潮町記念講演会、黒潮町じんけん出前講座、黒潮町人権教育推進講座、ワークショップ、ヒューマンライツ・カフェ、町民館では、つながり・つむぐ人権同和教育学習会、ふれあい人権同和教育学習会、ヒューマン遊学などを実施しております。

このほか、昨年は、黒潮町人権教育研究協議会企業部会が、独自の研修会を開催をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

講演会とか学習会等をやっているということですが、町民館の主催事業なども積極的に同和学习ということで実施をしてもらっております。

参加者がですね、行政の職員や教職員が主に参加してですね、一般住民の方の参加が極めて少ないなという思いです。これからはできたらですね、出前の学習会などもやっぱり開催してもらいたいなと思っております。

というのは、もう何十年か前に、下田の口のザリガニ池の差別落書き事件というのがありました。岡本次長なんかも多分知ってると思います。そのときに、自分たちの先輩で松田さんという方が教育委員会におりまして、自分たちは青年時代に、このままじゃいかんぞと。地域に入って、やはりいろんな意見を聞きながら勉強しようぜということで、地域へ入って学習会をした覚えがあります。そういったこと、やはりこれから特に必要じゃないかなと思うんです。

その地域に入ってやるということは、実際できないでしょうか。どうでしょう。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

地域に入って学習をできないかということにつきましては、これから啓発、教育を進める上で、あらゆる手法等を検討していく必要があると思います。

先ほど、現在行っている事業のことについて説明をさせていただきましたが、その中でも黒潮町じんけん出前講座というのは、企業の方に入って実施をしている講座になります。

そういったことも含めて、地域に入っていく対象者をまたいろいろ絞って実施していく。あらゆる手法を今後も展開していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、地域に入って学習会、取り組み、本当にやってもらいたいと思います。

同対審答申が高いところはですね、もう自分たち被差別部落の人々が、やはりこれをやってくれ、住環境の整備や教育のこと、そして啓発活動など声が上がリ、それ以後はですね、行政の責務としてあらゆる事業、啓発活動を行政が行ってくれております。今でも、行政中心で学習会やイベントの開催、本当にご苦労様です。

これからは、何といても住民が中心となって、こういった部落差別、人権について、今まで以上に取り組んでいかなければならないと思います。部落差別解消推進法第1条、基本理念です。現在でも部落差別は存在する。そして、部落差別は許されないものである。部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること。何といてもこれです。

今でも被差別部落の人たちは、また差別か、またが付くんです。やっぱりそうか。こないだの差別発言を僕はちょっと話したときにも、やっぱそういう言葉が出ました、地区で。やっぱりまたか、これが問題。

そして、今でも堂々とふるさとを名乗ることができないと言うんです、地区の人たちは。まだまだ結婚差別は残ってます。部落差別は残ってます。そういった取り組みを今まで以上にやってもらいたい。

この部落の人たちが言った言葉、どう思いますか。

まずお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えを致します。

差別の現実というのは厳しいものが、今現在も解消されずにあるという認識のもとに、日々の教育啓発活動に取り組んでおります。今現在も差別に苦しむ、心引き裂かれる思いをされていらっしゃる方がいるというふうに認識しております。

啓発教育につきましては、今後も町内でしっかりと展開していくことで、あらゆる人権の課題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ぜひとも、よろしくお願いを致します。

まだまだ結婚差別についてですけども、高知県内でも今2件、結婚差別によって結婚できない、子どもは生まれているのに夫婦生活ができない、結婚生活ができないというのがまだあります。そういった仲間を本当に減らすような、ほんとにしっかりと啓発活動を今まで以上にやってもらいたいんですけども、やはり問題は住民のことです。住民が主となって、この問題に取り組んでいくことを推し進めてくれるよう、お願いを致します。

4 問目いきます。

人権係が今2名体制で行われております。以前は4名だったと思うんですけども、これからの人権行政、この2名で本当に大丈夫なんだろうかという声があります。

お願いします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは澳本議員の、人権係が2名体制で行われている。以前は4名体制だったが、これからの人権行政の取り組みは十分にできるのか、についてのご質問にお答えを致します。

当町の長い人権行政の歴史の中で、これまで携わってこられた先人たちのご努力により、人権教育は地域社会や学校教育に広く、かつ確実に浸透しており、一定の成果が得られているとの判断のもと、機構改革により令和6年度から、地域住民課にあった人権啓発係2名と、教育委員会にあった人権教育係2名が整理統合され、教育委員会部局内に正職員2名体制となってスタートしたものと承知をしております。

これはこれまでの経過、現在の状況を踏まえまして、これからの黒潮町の人権啓発、人権教育の体制については、啓発と教育を一本化し一体的に進めることが、より効果的に推進できると判断したものでございます。

また、現在も人権教育事業を進めるについては、社会教育委員会に事業内容について諮っておりますけれども、将来的には、推進体制につきましても生涯学習の中に位置付けまして、他の人権関係部署と連携を行うことがより広く、深く、効果的な啓発教育につながるものと想定をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

生涯教育の方へまた移行していくのか、入っていくということになりますね。分かりました。

今現在2名体制ということで、学校の人権学習の、やっぱりそういうことには今、この人権係は入っていったらいいのでしょうか。

まず、お尋ねします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

学校の人権教育につきましては、各学校に人権教育主任もおりますし、各学校で人権の学習を教科を横断的に実施することにつきましては、各学校の中でも当然話し合いをされた上で実施をしております。

そこで、人権係のかかわりでございますけれども、人権係は人権の花であったりとかいうことも含めて、各学校と連携をしております。

それから、あらゆる授業の説明もさせていただきながら、人権の講演会の各学校の単独的な実施についても、ご案内をさせていただきながら進めております。

また、教育委員会の中に教育研究所がございます。教員がそこに配置されておりますけれども、そこも人権教育主任と主任会の中に入って行って、どのように進めていくのかということで、連携して実施をしているところでございます。



以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

人権係、本当に忙しいなと思うんですけども。

じゃあ教育次長、すいません。

今の2名体制でも、今のところはどうにかやっているという理解で大丈夫でしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えを致します。

人権教育啓発につきましては、教育委員会の人権係だけではなく、地域住民課の町民館、それから学校の人権教育主任、それから各校長先生とも連携を図りながら、実施をしております。

現在、黒潮町が行うべき事業につきましては、2名体制で推進できるものというふうと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

分かりました。今のところ大丈夫だということで、将来的には生涯学習の方に入っていくということで理解を致しました。

今回、本当にこの人権週間ということもあり、そして差別発言がありということで、本当に自分としてはあんまりこの部落差別についてはここで発言をするのではなく、しっかりと教育委員会の方が啓発活動をやってくれておると安心をしておるのが本当なんですけども、何といたっても現実的に、ああいう部落差別が発言があったということで、地元のもんは、被差別部落の人たちは本当にショックを受けております。これからの啓発活動、本当にしっかりとやってもらいたいと思います。そして、水平社宣言の最後の言葉、人の世に熱あれ、人間に光あれという言葉、もう一度皆さん心に刻んで、この意味はどういうことなのかということをもう一度確認をしてもらいたいと思っております。

以上で、1問目の人権については終わります。

2問目です。学校の通学に関してです。通学路についてです。

現在、特に雨の場合、歩いて来る児童生徒は本当に少ないんじゃないかなと思います。校門の前など危険場所があり、対策が必要に思います。

本当に今、雨になると長靴を履いて傘をさして歩いている子どもは本当に見ないなという思いです。そして安全面はどうなのかということで、まず質問をさせていただきます。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、校門の前など危険箇所があり対策は、のご質問にお答えします。

黒潮町内の小中学校においては、学校の統廃合に伴うスクールバスの運行等を行っており、校門前をバスの発着場所としているため、登下校の際には混雑する学校があります。特に雨の場合は、保護者が車で

送迎することが多くなっていることから、より児童生徒の安全対策が必要な状況も生じています。

登下校時の校門前における現状でできる対策として、各学校におきましては、状況に応じて送迎車の駐車場所や送迎ルートをルール化し、PTA 総会で口頭説明や文書配布等により保護者に周知を行い、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ですね、入野小学校の場合です。

相当の数の車があそこに入り乱って、子どもを降ろしたり、そういった、これ安全なのかなということ を 1 回見に行ってきました。それで、やっぱり先生たちも校門に出て一生懸命誘導しているんですけども、これは危険だなと思います。

今までも何らかの対策は講じてきたんでしょうか。どうでしょう。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、入野小学校の校門前の安全確保については、大方中学校、大方高校、錦野団地からの通勤等々で、大変混雑をする状況になっております。

その状況を踏まえまして、入野小学校におきましても保護者の皆さまに、その利用の仕方、通学時のルールについて周知を行っているところでございます。

また、スクールガードリーダーや黒潮町サポートセンターの職員も、朝できるだけそこに参画をして、交通の安全の対策を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

ある程度は指導をしているということですけども。

以前の国道 56 号線から信号のところから上がってきていた道、あれはもう閉ざされちよるいう感じになってますけども、あそこをもっとまたおんなじように元へ戻してですね、そうじゃないとあそこはなかなか無理だと思うんです。それか、もう時間を決めてあそこは一方通行にするとか、そういうふうにしなないと本当に事故が起こってからでは遅いと思うんですけども。

何らかのこれ対策を取らんとあそこは無理だと思うんですけども、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

先ほど、学校、それからスクールガードリーダー、それからサポートセンターによるこれまでの取り組みについて説明をさせていただきましたが、澳本議員ご指摘のとおり、かなりの混雑ぶりで安全が十分に

確保されるということは難しい状況ではないかというふうに考えております。

入野小学校からも、危険個所であるということで、通学路安全対策の報告書の方に提出がされております。

今後につきましては、さらに具体的な方法ができるのかどうか、関係部署と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

とにかく事故が起こっては本当にいけないことですので、早急にですね、その改善策等を実行してもらいたいと思います。

以上で終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

それでは早速ですが、通告書に基づきまして、2 問ほど質問させていただきます。

この質問も 2 つに分けて質問すればよかったのですが一緒にしていますので、ちょっと分かりにくいところもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、1 問目に、防災対策への取り組みについてです。

今、断水対策の一つとして、各地区での井戸の活用や避難所対策に対するの課題など検討されていると思いますが、東北や九州、石川県など、大きな災害に遭ったところのいろいろな情報や課題も調べ、高知県でも、あと 30 年の間に起こるであろう南海トラフ大地震や、予想できないような自然災害に対応できるよう準備を進めてきていると思います。

しかし、いくら準備をしてきても、防災や自然災害に対する対策には終わりはないと思っています。

災害に対する一時避難所にしても、できれば、雨風がしのげるような最低限の対策や、避難タワー周辺に住んでいて、そこしか避難するところがない人たち、車いすの人や要介護の人たち、津波も場所によっては数分から数十分と、地震後に津波が到達する地域も異なっております。

本当に南海トラフ大地震や災害による被害者を一人でも少なくしたいと思っているのなら、私が令和 4 年の 3 月議会でも要望している、車いすでも上られるように避難タワーにスロープを設置するのは必然だと思っていますが、そのへんについて、今はどういうふうに話が進んでいるのか。

また、新しく避難道、もちろん地震にもあまり影響を受けないような、安心してそこに逃げていこうと思えるような避難道。

それを造ってもらうにしても、まず、2019 年、令和元年 9 月の議会的时候、避難整備事業は、一部の路線を除き今年度で計画路線全ての整備が完了となる。そして、計画外路線となる新たな避難道の設置は、地区からの要望があっても、必要性や緊急性など総合的に判断し、ほかの事業と同様に個別に検討をしていく必要があると、以前の課長も言うておりましたが、地区としては、必要性も緊急性もあるから要望しているのであります。ぜひ、前向きな検討をしていただきたい。

また、避難道の見直しを要望していましたが、その後、町としては全避難道の見直しを職員でしたが、1、

2か所、2、3か所の見直しだけしか見直しの必要がないということでした。絶対にそのようなことはありません。

震度7以上の地震がきたとき、自分がその近くに住んでいて、その避難道を通して高台に逃げなければいけない。そんな気持ちになって、今度は地区の区長や関係者と一緒に、再度見直しに回ってほしいと思いますが。

そのへんについて、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは通告書に基づき、吉尾議員の、避難所対策や井戸の活用、新たな避難道や避難タワーへのスロープ設置予定はどうなっているのかのご質問にお答え致します。

ほとんどの避難場所には、風雨をしのぐ屋根等がないことが課題となっております。約200か所の避難場所全てに屋根等を整備することは、財政的に難しいと考えます。

そうしたことから、地区防災計画の取り組みとして、各地区と協議の上、例えば、ビニールハウスの設置など、環境改善に向けて取り組んでいきます。

避難所となる体育館では、暑さ、寒さへの対策が必要ですが、広い空間への空調設備の設置となると、多額の費用が必要なことが課題となっております。

井戸については、地域の皆さまのご協力を得て、地域担当職員が調査を行っています。現在、約100か所の井戸について報告があり、今後は地図等で可視化し、防災対策に活用する予定です。

新たな避難道については、新規避難道整備基準に基づき整備をすることとしています。

津波避難タワーへのスロープ設置については、現地の用地内での対応が困難であり、また、高額な費用が必要となります。

国等においても手厚い補助制度もないため、エアバック式担架を活用した共助による対策を進めています。

避難道や津波避難タワーの整備により、避難困難区域は解消され、理論上は正しい避難行動を取れば津波到達までに避難できることとなっておりますが、引き続き国等の動向に注視し、財政確保に努め、改善に向けた方法を検討していきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

地震、もし今想定されている震度7以上の地震が起こったときに、恐らく今の道、いろんな物、建物が崩れたりして、普通には歩けないと思っております。

そして、その中で、車いすでしか行けない人や要介護の人、また、自分の身を守るために自分のことで精いっぱいの人がほとんどだと思っております。

以前、確か入野で避難訓練をしたときに、避難タワーについても、そこからまた要介護の人たちは担架に乗せ換え4人掛かりで上まで運ぶ。自分の身を守るのに精いっぱいなのに、そんなことをしている暇はないと思っております。

そのへんも踏まえて、再度、避難タワーへのスロープの取り付けなどを検討していただければと思っ

おります。

犠牲者ゼロを目指す町長としては、避難タワーへのスロープ設置や新しい避難道の設置についてはどう考えているのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

既存避難道でありますとか、あるいは既存の避難タワーでありますとか、こちらの環境の再整備につきましては、もう少しお時間をいただきたいと思っています。

根拠もなくお時間をくださいというのではなくて、例えば今、防災庁設置に向けた準備室が設置されまして、そちらの方でも本格的に事務作業がスタートしたということになってございます。26年のスタートですから、27年度の当初あたりには落ち着いた予算が上がってくるんじゃないかなと想像するわけですが、それを見てから少し判断さしていただけるかなあというのが、今できる答弁であります。

それから、新設の避難道につきましては、いったん避難道の整備を開始しまして、地域で何度も何度も協議を重ねた上で、避難道の場所を設定させていただきました。

町内に張り巡らした避難道は計239本、それからタワーについては6基と、ここはご承知のところの数字だと思われま。

その中で、明らかに、先ほど防災課長も申し上げましたが、理論的にはですね、適切な避難行動をとっていただければ、どこかの避難施設にたどり着くことができるという計画になっておりますけれども、明らかに脆弱（ぜいじゃく）なインフラで、それしか選択肢がないというような箇所がありましたら、そちらの方に少し現場に出向いて、再度検討させていただければなあと思います。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

ありがとうございました。

ただ、今言われているこの南海トラフはいつ来るか分からないので、今日来るか、明日来るか、来年来るか、いつか分からないので、できるだけ早く対応をしていただければと思っております。

この災害により被害に遭う人たちが少しでも少なくなるように、前向きに、早急な検討をお願いします。これで1問目の質問は終わります。

続きまして、2問目にいきたいと思います。

私としては、黒潮町は防災と教育に特に力を入れてほしいと思っております。

たびたびの質問になりますが、小学校のいじめや不登校について、お聞きします。

2024年10月31日に、文科省の調査によると、全国の小中高と特別支援学校を毎年調査しており、それによると、10月31日に昨年度の調査報告で、不登校もいじめも11年連続で増えているということでした。

令和元年9月と令和4年の3月議会でも、このことについて私が質問し、そのときの教育委員会としての対応は、家庭での学習サポートや関係機関との連携、不登校での対応では、大方、佐賀地区に、中学校も含め適応指導教室の設置や、大方中学校には、不登校担当教員を配置し、専任で対応に当たり、適応指導教室の運営に当たる体制を構築するとしていました。

現在、全国では、小中学校の不登校が約 35 万人で、いじめも約 73 万件になっていて、不登校については、前の年度から 4 万 7,000 人増え、高校でも 8,000 人増え、年々増加状態にあるとしていました。

そして、いじめについては、自殺などへつながる重大ないじめが 1,306 件で、このうち 4 割ほどは、学校がいじめとして認知していなかったということでした。

また、不登校人数の増加要因の一つとして、不登校に対する理解が広まったことで、無理に学校へ行かせなくてもいいと考える保護者が増えているということも出ていました。

少し長くなりましたが、これらを含め、町内小中学校の不登校やいじめに対する現状と対応について、お聞きします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは吉尾議員の、町内小中学校の不登校、いじめの現状は、また、それぞれの対応についてのご質問にお答えします。

1 点目として、不登校についてお答えします。

全国的に、不登校の児童生徒は年々増加しています。黒潮町内の各学校では、随時校内支援会を開催し、教育委員会においても、3 日以上長期欠席児童の動向調査を毎月行い、未然防止及び対応を図っています。

これらの対応により、黒潮町の不登校の現状は、小中学校を合わせてここ数年 10 数名で推移をしています。小学校、中学校、いずれも全国平均よりは低い率での推移となっています。

不登校の要因は、対人関係等による学校生活の困難さ、生活習慣の確立の困難から生じる場合、個人の特性から生じる不安など、多岐にわたっています。

未然防止の取り組みとして、不登校の兆候を早期に把握し、迅速に対応する早期支援、ユニバーサルデザイン視点を取り入れた授業改善などに取り組んでいます。

対策としましては、適応指導教室の設置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、福祉係等との連携による相談体制の整備のほか、ICT 活用などによる一人ひとりに合わせたサポート体制の構築に取り組んでいます。

もう 1 点のいじめにつきましては、文部科学省のいじめ防止等のための基本的な方針では、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、いじめの積極的認知をすることは、重大事態を防ぐためにも大事なことであるとしています。

黒潮町でも、アンケート調査、生活日誌や一人ひとりの子どもの心を知ることができる ICT の活用による日々の些細な変化への気付き等、早期発見に取り組んでいることから、毎年複数件確認をしています。

具体的な数値につきましては、県の数値は公表されていますが市町村の数値は公表されておりませんので、その数値については控えさせていただきます。

未然防止の取り組みとしては、道徳、特別活動、人権等を中心とした日々の仲間づくり、いじめに対する共通理解を図る職員研修、相談体制の充実等に取り組んでいます。

対応として、心のケアや学校生活のサポート等、寄り添った支援や行動の改善に向けた取り組みを行っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

近年、教育委員会とか学校の先生方も、各家庭や子どもたちとのかかわり方も以前に比べ大変難しくなってきたということも分かっております。いじめにしても SNS など、なかなか分かりにくいことも多くなっております。

それも含め、その中でも、いじめや不登校が少しでもなくなるよう、さらなる時代に合った対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 10 時 23 分

再 開 10 時 40 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、質問を致します。

まず 1 番目、町長の姿勢についてでございます。

3 点ほど要旨がございますが、カッコ 1 番の、買い物、通院など、交通弱者に対する移動手段の確保はどのような方法で実行するか問いますというものです。

これは先の臨時議会で町長から施政方針いただいて、そのときに住民に向かっていいですか、議会の中では考え方いうものを示していただきましたが、このたび質問にあえてさせていただくのが、やはり住民の方はテレビを通じて、一般質問を通じてその姿勢を、町長の姿勢を確認していかれる方が大変多ございますので、それで質問をあえてさせていただきました。

そういう点で、ひとつ答弁の方をよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員の、移動手段の確保についてのご質問に答弁させていただきます。

公共交通分野におきましては、現在、デマンド 3 路線を含む計 12 路線で町内を網羅する交通体系を形成しており、日々ご利用いただいているところです。

まず、移動手段について、基本認識を申し上げます。

現在の主なニーズであります買い物や通院のみならず、通勤や通学にある一定の人員を輸送する必要のあった時代と比べますと、1 人が 1 台車を所有する時代の公共交通のあるべき姿は異なっていてしかるべきだと考えています。

公共交通に対するニーズの総量は過去と比べ大きく減少していながらも、核家族化、高齢化が進み、以前なら家庭内で共有できていた移動手段を、公共交通に頼らざるを得ないケースが今後増加してくること

を考えると、地域でお暮らしの住民の皆さまの日々の生活を支えるためにも、一日も早い利便性の高い公共交通体系の構築、ならびに移動手段の確保が求められているところです。

そのために、まず地域へ入らせていただき、利用者の意見集約を進めてまいります。

また、現在、この移動手段のニーズを最も的確に把握していると思われるのは、町内各あつたかふれあいセンターです。各施設が提供していただいております移動支援では、主に医療機関や金融機関のご利用時や買い物等にご利用いただいております。生活支援では、移動手段の潜在的ニーズであります買い物代行等にご利用いただき、年間の延べ利用実績は合わせて7,000件を超えます。

今後、各施設に集約されております知見もお借りしながら、利便性の高い移動手段の確保に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

それでは次へまいりまして、カッコ2番、子育て世代への支援を問います。

若い方たちも生活する上で大変頑張っておられますが、いろいろと厳しい状況がございますので、若い方たちにも、その明かりが見えるような答弁をいただきたいと思っております。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは引き続き、矢野議員の子育て世代への支援について答弁させていただきます。

こちらでも基本認識を申し上げます。

子育て世代への支援は、教育と併せて次の世代への投資であり、充実したものにしていかなければならないと考えています。相対的に家計支出の多い子育て世代へしっかりと支援することは、単なる家計支援ではなくて、各ご家庭においてもしっかりと教育に投資をされる環境を整備することにつながると考えています。

現在、子育て支援施策として約50のメニューがございます。そのうち約20ほどが経済支援となっております。

子育て支援施策全体の実効性を高めるために、政策体系全体の見直しを図ります。今議会におきましても、さまざまご提案をいただいているところでありまして、併せて、子育て支援計画策定時のアンケート調査でもさまざまご意見をいただいております。

併せて、検討させていただきます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

いろいろと検討していただくということは分かりましたが、これは新年度予算で大部分がその中身というものは予算に反映していただけることで、よろしいでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。



子育て施策と、それから教育そのものの充実につきましては、選挙公約にも掲げて一生懸命住民の皆さまに訴えてまいりました。これから講じる施策の中では、基本的に大きな柱の一つとなるべきものであります。

しかしながら、前段、山本議員のご質問でも答弁させていただきましたように、どうしても全体の財政調整をかけた上でとこういうことにならざるを得ないというところであります。

特に、自分たちが留意しなければならないのは、現在直近決算では、決算はどうしても黒字で出さなければならないということになっておりまして、財源調整をして決算を黒字と整えておりますけれども、実質的な単年度収支というのは2億2,600万の赤字ということになってございます。

まず、自分たちが何を留意しなければならないか。それは、単年度収支を整える、そして当初予算編成時においては、財政調整基金の取り崩しを可能な限り避ける。あるいは、どうしてもやむを得ない場合はその最小化を図ると。そういうことで、それらを含めて実質公債費比率のコントロールをしていくというのは自分たちに課せられた使命でございまして、その財政、財源全体の姿が見えてくるのが、まだもう少し時間がかかることになっています。

それらを踏まえて、全体的に検討させていただきたいと思っています。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

じゃあ、次へいかさしてもらいます。

カッコ3番のですね、辺地の生活を守るための制度が制定されている。この制度を活用し、辺地の整備を実施する考えを問うというものでございますが。

これがですね、実は先の議会においてですね、先というのは9月議会ですね、今年の。私が指摘してきたその辺地の場所というのは、佐賀町時代に1,030メートルを平成14年から20年の間で完了するという目標を立てて、議会が可決し、総務大臣にもその資料は送って、本腰、これやれるなあと思いうところが、合併協でも20年という話がまとまった中において、合併したらこれ進まなりまして。

再三、私はこのことについて質問を繰り返してまいりましたが、9月議会については地元の熊野浦と鈴の方にも地区懇を開催し、意見などもいただいたその折、現状の未改良箇所の拡幅については了承いただいていると。このようなことがありましたので地区の方に伺いますと、そんなことは了承はしてないという話がございまして、これはどうも元から、根本的な部分からこれは今回は質問しなくてはならないなと思ひまして、この質問に至ったわけです。

で、そのカッコ3のですね、今、私が読み上げましたことについて、まずお答え願いたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、辺地の生活を守るための制度を活用した辺地の整備を実施する考えにつきましてお答えを致します。

辺地対策事業債は、生活文化水準の格差を是正することを目的とした、総合整備計画を定めた市町村について国の財政上の支援を受けることができ、黒潮町において財政運営上、最も有利な地方債です。さらに、国、県の各種補助事業や交付金と組み合わせることで、さらなる自主財源の縮小を図ることが可能となります。

今年度、総合整備計画に基づき、辺地債の活用を予定している事業につきましては、まず、馬荷辺地におきましては、町道馬荷線道路改良事業、カバノキ橋改修事業、町道大井川馬荷線道路改良事業となっております。

また、本年度計画を策定した、鈴、熊野浦辺地におきましては、町道成又熊野浦線道路改良事業、町道熊野浦海岸線道路改良事業、ヒジロケ谷橋改良事業、ウタノハエ橋改良事業となっております。

地区との調整を図りながら、事業内容や優先順位、財政状況などを精査し、計画的に事業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

この前にも私、言ったんですけど、合併協の資料を見てもですね、何度見ても、これ、計画的に事業を進めると、こういうことで話がまとまってるんですよ。それなのに、およそ計画的にやっておるというよ  
うには、現場を見る限りにおいてですよ、現場。そのようには見えんわけですね。

そのあたりをどのような、あの状態で計画的に進めておるというように言えますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

辺地の生活を守るための制度。こういう制度を活用していることですが、路線については今言われたよ  
うな、成又熊野浦線に限っての質問だと思いますので、私の方から回答させていただきます。

成又熊野浦線につきましては平成 14 年度から測量設計を行っていきまして、以降、平成 27 年度に至るま  
で、途中施工を行っていない年度もありますけど、その間に改良事業を行いまして令和 4 年の 12 月議会で  
も答弁させていただいているんですけど。平成 27 年度から、未改良の区間が、当初計画にあった区間が未  
改良のまま休止となっておりますので、令和 4 年の 12 月議会における一般質問の答弁においても、今後  
の未改良区間については地域の声なども聞きながら計画の見直しを行っていきたいと考えておりますとの  
答弁をさせていただきました。

従いまして、その後、事前復興の座談会の場をお借りしまして、熊野浦地区、鈴地区の方の意見をお聞  
きした上で、その現道の幅員が狭い区間の改良を行った次第であります。

ただですね、今後、その路線に限らずですね、またその地域からの要望なんかもお聞きし、優先順位  
や財政上有利になる事業なども総合的に判断して、今後はまた進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それはね、やってきたことは今聞きましたけど、計画的にやりゆうということなんですがね、それはい  
つまでにやりますよというて決めたら、それを逐次、予算投入して、現場の悪いところを改善して、劣悪な  
生活条件を引き上げるためにこの法律を作っちゃうがですよ、国は。それは財源的にも一番有利な制度で  
すね。それはね、遅々として進まない。これがね、私は計画的にやりようというようには、どうしても受

け止めれんがですね。

いろんな話はこうあってもですね、可決した書類は平成20年までに終わりますよということなんです。それをやるのが計画的にやるということやと思うんですが。

それはどうなっちゃいますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

合併協の当時の資料として、平成20年までにこの成又熊野浦線の改良が終了するようなことで、合併協の資料では載っております。

ただ、その平成20年に至るまでにその他の、例えば保育所の方が伊与喜に移ったような関係で、伊与喜の学校の前の町道なんかの改良等、そちらの方を優先して行ってきた経過もあってですね、そういったことから、平成20年には終了せずに、それ以降、平成27年までをかけて今の現在の形になっているというような状況であります。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

課長の答弁が苦しいがは分かって言いようがですけど、こっちも。

合併協の調整内容というものは、調整の内容が、建設関係事業の継続事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新規事業とともに新町建設計画に基づき計画的に実施すると、こうなっちゃうがですよ。それを受けて、みんな良し、良しいことになって、新しい町ができたがですね。伊与喜の保育所のことを私はね、質問しようわけじゃないがですよ。へちこと答えてもらったら困ります。時間もこちらもないんです。これは大事なことです。伊与喜の保育園も大事なことやけど、今の質問はこのことを言いようがですき、そらさないようにしてください。

それで、この起債交付金関係事業の中ではよね、成又熊野浦線が延長が1,000メートル。平成14から20年度にやりますよということで、ここの調整方針の中にもですね、建設関係事業の継続事業については現行のとおり新町に引き継ぎ、新規事業とともに新町建設計画に基づき、計画的に実施する。ここにもそうやって書いちゃうんですね。

ほんで、これなぜかな思うて。これはね、去年の12月議会のときに、松本町長の答弁がございまして、その計画はこの勾配が14.25、道路交法上の問題があるというふうな説明ありましたので、それは適切じゃないと、私の方が判断させてもらいましたと。ほんで、何かいい方法がないのかというと、回るルートを拡幅してやると勾配がクリアできるというふうなところがございまして、私の方としてはそういう指示をさせていただいたところでございまして。これは議事録ですので正しいというふうには考えておるんですが。

この話、答弁を受けて、その後、地元へ入って行っていただいて、この計画について協議をさせていただいたと考えておるんです。それはそれでいいんですけど。勾配があるところの14てんとかいうのはですね、これは何でいかんかいうたら、道路構造令が12パーセントだから、それを上回るきいかんというような話が今までありましたが。しかしですね、23年ですわね。23年に第1次地方分権改革があって、内閣のその方針を全国に示したところ、勾配はあえて12パーセントにこだわる必要はないんだと。地域の実情

に合わせて、それぞれ考えてやりなさいよと、それが地方分権であると、趣旨であると、そういうようなことであったと思っておるんですよ。ほんでね、12にこだわるとかいうものはね、私分らない。

で、下からですね。上が駄目なら下から上げていけば、7、800メートルぐらいな間で12パーセントに持っていけば、それはゆっくり収まる問題で、お金もそれほど要らないというように私は考えておるんですよ。あとね、5、60メートルですり合わせをできると思うちゅうがです。上の方の未改良の分は。だからね、その辺を私はね、きちっと検討していただいて取り組んでもらいたい。

現に、長崎市は17パーセントでやっちゅう所もありますからね。それから生駒市なんかも、構造令の38号ですか、それを適用してよね、きつい箇所対策をやっておる。それは、勾配が緩いに越したこともないし、カーブも緩やかにするほど良い。これはもう常識ですが、少なくとも現状のまま放置するよりは、そういったことを踏まえて検討し実行していただく方が、私は生活が苦しいとされちゅうところの皆さまの生活を少しでも助けるためには、そういうことも考えて取り組むべきであろうと考えておりますが。

どのような考えですかこれ。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように14パーセントの現計画の勾配を見直すことを行う場合に、確かに下から見直すことも一つの方法ではあると考えます。

それで、起点側より縦断勾配を見直すことをちょっと計算させてもらいました。その場合にですね、縦断勾配を12パーセントに収めるためには、単純に計画高と延長により、こちらの方で計算させてもらいましたが、240メートル手前から改良を行えば12パーセントに収まるような計算となりました。ただし、これはあくまで計画高と延長との単純計算でありまして、前後の取り合わせや旧道との取り合わせなどは、考慮はしておりません。

それで、240メートル手前から見直しをけた場合にはですね、旧道との取り合わせ箇所とか、道路側溝、ガードレール、間知ブロック等の施工箇所の改良等も必要となってくると考えられます。

また、これらの改良には交付金は当たらないと思われまますので、この路線の改良を行うとの判断になればですね、今言われたような、先ほど議員から提案があったような起点側からの勾配を見直すのか、はたまた延長を長くにとってですね、勾配を基準内に収めるように計画を見直すのか。

今の当初の計画よりも延長を36メートルほど、これも単純に計画高と延長との計算なんですけど、36メートルほど長く取れば、どちらも12パーセントに収まるような、これ単純な計算ですけど。ふうにはなってますので、下から見直すのか、はたまた延長を長く取り見直すのか。そういうところも総合的に判断しながら、進めるようになるかと思えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

14パーセントになるき駄目だという話は、100メートルで20センチぐらいの差やないがですか。12パーセント、14パーセントの差ちゅうのは。私の計算が違うちよつたらごめんなさい。その間で10センチぐらいなもんだつたら、下から10、上から10やつたら、ちよどいくと思うんです。舗装厚で簡単に

変えられると思うんです。勾配だけやったら。

あと、カーブの問題からも、ああだこうだ言いながらそこで置かれるとね、大変道が悪いがですよ、そこは。悪いなり、20年までに整備は終わりますよという約束しちゅうがですよ。ほんで、その約束が果たせんのが、今言われた妙によう分からん答弁やけど、何でかな思う。この道は、平時においては佐賀の塩谷の浜いうところがあって、そこから100メートルぐらい熊野浦へ寄った方ですが、高潮があるとね県道は生活道路ですよ、普段は。そこへ波がごんごん上がってくる。平時においても高潮があるとね高波。使えない、危のうて。夜なんか特に駄目。じゃあ、熊野浦とその鈴の方というのは、ここを通らなあ小黒ノ川へ入っていたこの成又熊野線を通らないと、家に帰れないわけなんですね。そういう方たちがね、ずっと今か今か思うて、これ待ちちゅう。それはね、合併協でも3回、4回傍聴させてもろうたけんどね、もう今にもできるかな思うて期待しよった。そのときは、だけど、幾ら待ってもできない。できない理由は、私はそれほどおっこうな話やないと思う。合併特例債もあったがやもん。辺地も、ここ使いなさいいうて構えてくれちゅう。何でそれができないかな思うて、この不思議ながですよ。だから、黒潮町の平均より低位のところでは生活せないかんとされちゅう法律上。皆さん、困っちゅうがですよこれ。声によい出しよらんがよ、あんまり。

この前、会に行ったら皆さん理解いただいた言うたけどよ、地元の関係者はそんなことは理解しよらんというお話ながですよ。これね、ずっと昔、私がね、ある町長、尊敬する町長がいたんですが、声なき声ということ、よう言われましたよ。住民の。言いとうてもよう言わんところがある。そういうところをです、やっぱりこう心の中心に置いていただいて、私は行政執行、予算執行をお願いしたいと思いうわけです。

これはね、いつになるか分からんというのも困りますよ、これ。議会で可決した問題ですけんね。可決。だから、少なくともね、財源的な状態が、先ほど町長の答弁で2億2,600円言いましたかね。実質単年度収支、それを改善せないかんとという話は。だけどこれはね、財源的には一番よろしいですわね。償還に対しても1,000円に対して800円の交付税措置がある。償還金までですよ前年の。だから、あと200円払うたらええ。1,000円の場合。それ以上のね、制度いうのは今ないがですよ。私の知る限りにおいては、行政が何かしようとするとき、これ以上有利なものはない。

だから、金がないときにはこういうものをどんどん活用していただいて、ぜひですね、地元の皆さんの期待に応えていただきたい。

どうですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁致しましたが、今後、地域からの要望なんかもしてですね、優先順位とか財政上有利な事業など、総合的に判断して進めていきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

総合的に判断というやつがよう分からんけど、どういうことです。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

すみません、ちょっと答弁させていただきます。

ご指摘の路線につきまして、ごもっともなご意見だと思います。

その上です、この路線を利用されることが想定される、例えば熊野浦でありますとか鈴の方からさまざまなご意見をいただいております。

実際に入りまして、一番多く言われるのがですね、現道ののり面崩壊がかなり進んでおりまして、その安全性を担保していただきたいという意見が、圧倒的多数になってきています。それだけインフラが少し脆弱になってきているということの証左だと思っています。

ご指摘のこの辺地債につきまして非常に有利な財源となっております、利用しない手はないというのは組織を挙げてのコンセンサスであります。できれば、この成又熊野浦線の取り合いに手をつけるまでに、現行の道路の、例えば山ののり面の修復、こういったものを、住民の皆さまの意見を反映させていただいて複数箇所整備をさせていただきたいと思っております、今、その計画協議を実際に進めているところです。

特に防災面からも考えましても、例えば避難倉庫、あるいは避難集会所、こちらへの経路ののり面等々もかなり脆弱となっております、これをまず喫緊で対応していくのが行政の努めかなと、そんなふうに考えています。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

町長からの直接、答弁をいただきましたので、これはこれで良しとしてですね、次へまいります。

2 番のですね、交通安全についてでございます。

実はここ、前からずっとこの点についても質問しておりますが、昨日私が、こちらから窪川方面、自宅へ向いて帰るときに、この交差点で中の出来事なんです。昨日 2 時 25 分ですね。私の車のその車にはドライブレコーダーという録画装置が付いておるもので、相手が何をしたか分かってるんですよ。証明できるもんがある、こっちは、で、危ないんですね。あの中でまた下ってくる。私は上って帰りゆう。あと 3 台、車並ぶような格好になるんですよ。危ない。交差点の中です。で、そういうことがあってですね、その前にも、今度は後ろから帰り際に反対側、後ろから追い越しされたこともあるし。で、昨日なんかもねスピードをずっと落としておったもので、まあやれやれと思うて行き違ったわけです。で、最近もね、国の機関のある職員の方も言われましたよ私に。わしもあこでやられた言うて。

本当に危ない所なんです。それは、それだけ地域の方が一番危ないところで生活をされゆうわけです。ひとたび事故があるとね、あの地域の方は出ていって助けないかんがですよ。夜昼言いませなあね。そういう、まあ言うたら地域の方は非常に優しい思いやりというか、制度上助けにゃいかんという部分もありますので、それ助けてはおりますけど、これはみな高齢化しております。助けに行かれる方も高齢化されておるし、そう大変な中であってですね、運転する人も、うんと上手な人もおれば、私のように下手な人間もおるわけですので、そういうことを踏まえて取り組んでもらいたいなと思うて、この質問を致します。

2 番の交通安全についてです。不破原集落内の国道 56 号に交差点が設置されている。この交差点で追い越しを行っている自動車を見受ける。

交差点での追い越し運転をしてはいけない大変危険な行為である。直ちに改めるべきであると考えてるが、どのような対策を行ったか問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは矢野昭三議員の2の1番、交通安全についてお答えを致します。

道路交通法では、交差点、横断歩道等の手前30メートル以内の部分が進路の変更や追い抜きが禁止となっています。しかしながら、議員言われる不破原地区の交差点は前後がセンターラインをはみ出しての追い越しが可能な区間となっており、交差点内でも追い越しを行う車がいるため、右折をする際や、歩行者が横断する際に、大変危険であると承知しております。

また、交差点や横断歩道の標識は設置されていますが、通常の標識のみであるためドライバーに分かりにくいことも要因の一つではないかと考えております。

この交差点の対策につきまして、中村警察署交通課へ現状を伝え相談したところ、路面への文字表示、また看板による注意喚起、ゼブラゾーンへのポールコーンの設置等の提案をいただきました。

また、警察署としましては、事故防止対策として速度違反等の取り締りの強化を行い、交通事故の抑制を図っていくとのことであります。

町としましては、これらの提案を基に地元のご意見を伺いながら関係機関への要望を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

その要望しゅうのは前々からしてくれよと思うんですがですけど、要望してその結果いつやるか、それが大事ながですよ。

それ、いつやる言いました。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは再質問にお答え致します。

警察署の方においての要望は、今年度ですね、不破原地区からの地元の要望を受け、速度違反等取り締まり、速度違反取り締まり機の設置と、追い越し禁止車線への要望は行いましたが、その点におきましては、まだ警察署からは正式な回答はいただけておりません。

しかし、口頭により、この地区は他の地区と比べて交通事故が多いことは間違いありませんけど、事故原因は前方不注意がほとんどであること、設置には高額な費用を要すること、また、拳ノ川佐賀間の高規格道路が延伸されると交通量が減ることが想定されるなど、総合的に考えるとそういった対策は難しいという返事がございました。

また、交差点につきましても信号機の設置はできないかということも併せて要望は致しましたけれども、なかなか国の指針に基づいて設置しておりまして、基準を満たしてない箇所への設置は難しい。たとえ条件に該当したからといって必ずしも設置されるわけではないということで、設置の可否は明言されません

でしたけれども、難しい感触でした。

いつ対策を行うということの回答は得られませんでしたが、取り締まりにおいては、これから強化していくとの返事でした。

国交省に対しましては、今後また協議の場において、また要望を行っていくというところを考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

一つの考え方というか、規制するのは公安委員会の仕事なんで、その規制の問題と、もう一つは、利用者が利用しやすい道にするのは、国土交通省の仕事やと思ってるんですね。だから、規制は当然やっていただかないかと思うちよりますよこれ。

で、自動車専用道路が将来つくので難しいじゃいう話は、私ね、これは警察が言うたかどうか知らんけど気が知れんね。たまげたね。今、危ないいうて言いようがですよ。今、危ない。だけど将来道がええなるきやらんじゃあ。これ、どういうことなんですかね。将来ですよ。もう不思議でならんね。警察行政いうたち、国民の生命、財産守るのが警察行政や。こんな、警察は本当に言うたろうかね。警察の誰が言いましたかね、これ。

この前、平成 28 年に県の県警本部を佐賀へ呼んだときには、次からは中村署へ先、言うてくださいやと要望は。いからったら県警本部へ言うてください言うたがは、その約束しちよりますよ。なんぼ言うても、こればあ言うてもいかんがやったらね、僕は県警本部に言うたらえいと思う。それをね、今危ないいう。今までもずっと事故があってきて危ない危ないいうてもやね、あれどう見ても、あこに交差点があるじゃいうことがね、ぱっと分かるような規制の仕方はしてないですよ。それは一つの問題やと思うちゅう。だけど、その上にいつぞ自動車道路がつき難しいじゃいう話もね、私は開いた口がふさがらんね。はっきり言うて。人の命、何と思うちゅうが。今通りゆう人が危ないいうがですよ。だから今、何とかしてくれ言うわけ。その理屈が分からんがやったらもうしゃあない、県警本部へ言うしかない。これは。びっくりした。

で、もう一つは、利用者側から考えて地域住民のことが大事なんですけど、啓発用の表示いいですか、啓発。あそこね多分、追い越しかけたらぱっと右へ出てしまうので、左側に規制看板があっても、もしかしたら目に入りにくいとか、入ってないかなあと。だからそのへんはずらずらっと分かるように、何メートル先にはその交差点ありますよと、右も左へもね、大きな字で書くべきじゃないかと思っておるんですね。最近では公安委員会の規制看板なんか小そうなりまして、周りの民間の設置されておる看板がうんと大きくて目につきやすいために、あれが小さくなって見えておるので、その大きさとか色合いとか、そういうものを考えてですね、ぜひ利用者、地域の住民の生活者の目線に立って、それが分かりやすい、交差点があるということが分かりやすい啓発用の看板を設置していただくことをね、要望していただきたいわけなんです。

そのへんに、この 2 点についてお聞きします。

どうですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。



地域住民課長（河村美智子君）

まず、1点目ですが、高規格道路が延伸されるからやらないといったこと、ということによろしかったでしょうか。

（矢野昭三議員より「やらん言うように聞こえたね」の声あり）

はい。

その点につきまして、自動取締機の設置についてですね、回答をいただいたことに対して、かなりの費用が掛かるということと、佐賀間の高規格道路、拳ノ川佐賀間の高規格道路が延伸されることで交通量が減るとということが想定されるため、自動取締機の設置は難しいという回答でした。失礼致しました。

もう一点につきまして、表示看板につきましては警察署の方に相談しましたところ、道路標示であるとか大きい交差点の看板につきましては、道路管理者の方に要望を行ってほしいということでありましたので、矢野議員おっしゃられるように路面への大きな文字表示でありますとか、もっと手前からの大きな交差点と、横断歩道が分かるような標識につきましては、また道路管理者の方に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

とにかく、あそこはね何も路面表示とか規制の形は何も変わってないんですよ。あこ、できてからずっと。

そういう、まあ言うたら道路行政上については、私ははなはだね疑問を持ちようわけです。だからこれはね、将来に向かってよね強く改善するよう努めていただきたいということを願いまして、次へ移ります。

3番のですね、地域振興についてでございますが。

これもまたね、過日の、私どもの地域へお越しいただいて地域の農業の計画について説明をいただきましたが、その中でも、やっぱり参加者の中の声は、温暖化の問題とか、米価格の問題とか、それからイノシシ等々の問題が出て、その意欲が全体として低下してきておるといってお話がいっぱいありましたので、それで、この地域振興について質問を致しますが。

気候変動による収量減少、品質低下、価格低迷等をはじめ、鳥獣等による水稲（すいとう）、野菜や果樹などの被害が発生し、生産者は働く意欲が喪失される。これは喪失されます。

また、地域力の低下が進行する。このため、速やかな対策を問いますということで、1つ目が、水稲などについて、他作目への転換を含め、赤字経営の脱却支援と。

2番として、イノシシなどの捕獲などに対する財政支援はできないかを問います。

議長（中島一郎君）

農林振興課長。

農林振興課長（斎藤長久君）

矢野昭三議員の3のカッコ1の水稲等について、他作目への転換を含め赤字経営の脱却支援についてお答え致します。

近年の温暖化や豪雨、台風の大型化の影響による農作物や農業用施設への被害や鳥獣被害、特にイノシシやハクビシン等による農作物への被害により農業者に大きな影響があることは、黒潮町としても認識を

しているところです。

その中で、水稻等について他作目への転換を含め赤字経営の脱却支援とのご質問ですが。黒潮町としましては、外気温等の天候の影響や鳥獣等による被害を低減でき、水稻、露地野菜とも比べ高い農業収入を見込むことができる施設園芸を推進しています。

農業の担い手の確保の取り組みと致しましては、黒潮町農業公社をはじめとして町内で施設園芸での新規就農研修生を受け入れており、農業従事者の増加を図っています。

また、ハウスの補強や施設整備に要する経費、環境制御技術の導入に要する経費等の補助も行っており、今後も引き続き施設園芸の振興を図ることで、収益性の高い農業への転換を目指しているところです。

また、耕作条件等で施設園芸には不利な農地もあることから、JAの営農指導員や県の普及指導員などの関係機関とも協力しながら、露地野菜等での農業収入が見込める作物の普及、検討にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

そこで、黒字経営が見込めるという点が答弁にありましたが、何をもって、何を作って黒字経営を見込めるというようなお考えがございますか。

議長（中島一郎君）

農林振興課長。

農林振興課長（斎藤長久君）

矢野昭三議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

黒潮町としましては、農業収入、高収入が見込めるということで施設園芸を推進していますが、同時サポートではですね、ショウガとかシシトウ、あとオクラ、ナバナ等もですね、JAとかあと振興センターの方で推進を図っているということを知っております。

農業についてはですね、作物の出来、不出来とか天候の影響なんかもありますが、また、技術力とかそういうことも収量に直結してきます。JAの営農指導員とかですね振興センターの普及員等の方にもですね、営農指導ということで技術力、地域として高めていってですね、黒字経営を目指していければと考えているところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

一つ、米につきまして伺いましたら、その単価が安いので、収量が少のうて、その上で等級が低いとか、そういった問題がありますね。お聞きしておりましたら。それへその鳥獣にやられるので、もう来年はやめるという声も聞こえておるんですよ。何人かの方から。じゃき、全員がやめるとかということじゃないんですけれども、そういう、これは深刻な問題なんですね。

そこあたりがですね、野菜らについてもいろいろと努力していただきゆうのは、それはもう分かっておるんですよ。分かっておるんだけど、実際そういう状況にあると。ほいたらどうするかと、そういうところなんです。

これをね、何かもうちょっとえい方法がないろうか思うて考えて、ほんで赤字経営の脱却支援という点については、いろんな方も応援に来てくれておるし、助けてくれてもおるし。まあ言うたら、これ以上なかなか難しいかなあと思う部分も、私なりに感ずるところもございますけど。ございますけれども、ということなんですよ。

この水稻などについての、この赤字経営への脱却の支援という分について、あれ、大変難しいと思うんですよ。答弁の方も。質問する方も、私もこれは困ったもんじゃ思うて質問しようわけですので。

そこへ持ってきて、家庭菜園がございませぬ。よく高齢者の方々がよく作られておるんですが。昨日も、畑の近くで上げてとったら、イモを掘っちゅうけど、もうイモもばらばらにされて。収穫したやつをばらばらに、多分イノシシとかそういったものが来てですね、悪いことしたんだろうと。悪いことというのは一部食べたんだろうと。そういう、収穫そのものに大変ご苦労されておる。痛い体をむち打ってですね、週に1回は整体へ通われて、そういう方も一生懸命やりゆう。そういう方も、これ何とかならんろうか思うて考えよるわけです。

で、町長や課長を責めるわけではないですけど、何とかえい方法が、この赤字の脱却ということで。みんなこれでやっと思えるかなあと思ひよったら、取られしもうたら作る意欲を失いますので、そういった分も含めてですね、町の全体の地域力低下をささんようにせないかんがです。

これはもう、あまり堅苦しい答弁も別に要りませんけど、ざっくばらんに、これみんな聞いてくれよるんですよ。これを。テレビで参加してくれておりますので、その人ら向けにもよね、ひとつまた馬力が出る答弁をいただけたらと思ひますが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

農林振興課長。

農林振興課長（斎藤長久君）

矢野昭三議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、農業でですね、先ほど議員もおっしゃっていたように家庭菜園のレベルの方と、あと專業でやられる方と、考え方は違ってくると思います。

現在、黒潮町では、地域の農地利用を明確にする目標地図というものを、令和7年3月までに行うこととしています。

地域計画では、座談会やアンケートにより幅広い意見をお伺いすることとしており、座談会では黒潮町を7地域に分け、令和5年度、また本年度、それぞれの地域で開催をしております。座談会で出された耕作者等の意見をですね、今、計画に反映させているところです。

黒潮町としましては、座談会により将来の農地利用、また耕作なんかの環境なんかも聞かせていただいて、いろいろ話を進めてですね、いろいろ耕作者含めて意見を出し合って計画を進めていくということが大事だと思っております。

その中で出された意見の中でですね、地域計画の中で、農業生産活動を継続するための中山間地域等直接支払交付金や、集落営農の機械による共同利用や、または圃場（ほじょう）整備による農地条件の向上などが事業活用できるということになればですね、そういうことを検討していき、地域の農業力の向上、地域の活性化につなげればと考えているところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

分かりました。

じゃあ、次へいきます。

2 番の、イノシシなどの捕獲などに対する財政支援は、これは何とかできないものかと困惑しております。

当初予算を見ましたらね、トータルとしては、町の負担が 1,700 万ぐらいですか。もうちょっと少ないかも分かんけど、まあ 1,700 万。私のちょっと足し算では、そういう数字が出てきました。少し分ける項目が難しいところがありますけれども、その程度かな。

で、このときですね、結局、いろいろと財政的なことは頑張ってくれよけど、現実としたら、その被害が減っていかんがですね。取った分だけ減っちゃうという考え方もあるけど、それでも、まだ収穫前のものを荒らされてしまうと。収穫できんようにされてしまうという、それが現実です。

現状どおりの予算もじゃけど、それでも足らんので、もっと増やしてやるということとはできないんですかということなんです。

1 点、その点についてお聞きします。

議長 (中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは矢野議員のカッコ 2、イノシシ等の捕獲等に対する財政支援についてのご質問にお答えします。

議員ご質問における、イノシシなど、いわゆる有害鳥獣に対しての防除対策としましては、大きく分けて、1、有害鳥獣の捕獲、2、有害鳥獣侵入防止柵の設置、3、有害鳥獣の生育環境の管理が、3 つの柱として挙げられます。

このうち、1 点目の有害鳥獣の捕獲につきましては、年度途中ではございますが、イノシシ、シカ、ハクビシン、カラス、タヌキ、アナグマにおける捕獲実数としまして 2,338 頭となっており、昨年度と比較しておよそ 1.6 倍の増加となっております。

事業内容としましては、捕獲に対する個人別の報奨金制度となっており、国からの補助金も併せて支払いを実施しております。

また、狩猟免許の取得に関しましても登録に関する費用の補助などを実施しており、昨年度の実績としまして、新規狩猟免許の取得者は町内で 3 名であり、総計で 108 名となっております。

2 点目の有害鳥獣侵入柵の設置につきましては、鳥獣被害防除対策事業補助金としまして、昨年度実績で町内 27 件、柵の総延長が 3,123 メートルの設置を完了し、黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会を通じた、資材に対する 3 分の 2 の間接補助を実施しております。

3 点目の有害鳥獣の生育環境の整備につきましては、山林部などにおける放置された果樹の伐採や、草木の刈り払いによるイノシシ隠れ場、および餌場などの管理が挙げられますが、今後、守るべき農地全体の保全や耕作放棄地への対策などの取り組みの中で全体の方向性を定めてまいります。

町としまして、地域の高齢化が進行する中で、現地において実際に捕獲を行う狩猟者の皆さまの労力や手間を掛けた耕作地での農作物被害は、当事者のみならず深刻な課題であると承知をしております。今後とも鳥獣被害の拡大防止に向けて、関係団体との情報共有を図り、イノシシなどの鳥獣の個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理を基本とし、包括的な取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

この有害鳥獣対策報奨金交付要項を見ておるんですけど、これ林産物の保護、最近山の木がやられて枯れたとか、あるいは皮が剥がれて売り物にならんとかいうことはちょっとお聞きした記憶がないですが、やはり、その後へ来る農業関係ですね。これの被害の方が大きいんじゃないかと思っておるんですが。そのときにですね、これ、生産所得の向上を図り、住民生活の安定に進むことを目的とするというのがこの補助金の目的でございますので、果たして現状にこの金額で、それはできておるかというように考えるわけです。

そしてですね、その報奨金交付事業の期間がですね、これ狩猟期間は捕獲したものは対象にならないと。こうなっておるんですね。そうすると、実際狩猟期間にどれだけの鳥獣が捕獲できておるのかいうものは私には分かりませんが、その間に体力を養うのですよ、来年に向けてものすごい立派な、その次の子孫を残すために成長していきゆうと、こう考えるわけです。

で、これはですね、この要項は町長が作ったものですので、これを見直ししてですね、もうちょっと、この鳥獣の捕獲者の方も、先ほど答弁された方が言ったように、高齢化もございまして、で、そうかいうて若い人も、自分の家族や地域の活動もございまして、これには掛かりつきりにはなりません。だけど何か手を打つと、これ以上、住民の暮らしぶりが落ち込んでいくようなことにならないようにせなあいけません。

でね、ここのその要項を見直し、それからもう一つは、その単価的なものも果たしてこれが適正なのか。行ったり来たりするには、ガソリン代も要れば車の償却も要りますので、そういったことを踏まえてですね、少しお答え願いたいと思うんです。

これの見直し、するかせんかということですね。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

高知県における狩猟期間は、イノシシおよびシカにつきましては11月15日から3月31日までとなっております、それ以外の鳥獣は、2月の15日までとなっております。

また、4月1日から11月14日までが有害鳥獣捕獲の許可期間となっております、この時期において捕獲する有害鳥獣が、先ほど申しました報償費の該当ということになっております。

議員、先ほどご質問における狩猟期間における新たな報償費の支出につきましては、全国で事例がないわけではございませんが、県内では現時点で該当がなく、検討課題の一つでは当然ありますが、他市町村との均衡性も含め、現時点での実施はかなりハードルが高いと考えております。

また、報償費の増額等の対応につきましては、議員が先ほど申されましたように、単価自体はですね、かなり長い期間そのまま据え置きをの形をとっているところがあります。そういったことも踏まえまして、有害鳥獣等の協議会の中でそういった課題点も含めて検討し、全体的な方向性を定めたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

その全国的な例が少ないかも分かんという話は、これこそよ、地方分権改革の一環として取り組んだらええと思うのですが、どうですか。

議長 (中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

議員おっしゃられるようにですね、繰り返しになりますが、狩猟期間全体の狩猟期間についての捕獲につきましても、県も含め、また幡多郡での協議会も含めてですね、課題としては取り上げていただいて、検討をしてみますので、今回の答弁としましてはそのような形となります。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

このね、補助金の予算書を見よったら補助金、農作物用 300 万というものが計上されておりますが、これは、300 万の予算要求自体は、農林、農業、林業担当課がしてるのか、農業単独がしようのか。これ、どちらが 300 万要求しておるんですか。

その積み上げの 300 万の根拠はどうなってます。

議長 (中島一郎君)

暫時休憩します。

休 憩 11 時 51 分

再 開 11 時 54 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

先ほどの補助金の関係におきまして、鳥獣被害防除対策事業費補助金、当初予算で 300 万円につきましては、先ほど申しました柵の設置に対する協議会への補助金でございます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

それでね、結局、頑張ってやりゆうけんど被害が増えていきゆう。しかし、その私たちが生活する近くの皆さんや町内の方のお話を伺うとやね、やはりこの鳥獣の害で苦しめられゆう。ほんで、地域力が落ち込んでいくことは、私は事実じゃ思うちゆう。だから、人が転出は止まらない。原因はほかにもあると思いますよ。これだけじゃないけど、やはりさまざま苦しい条件がある中で暮らしていきゆうものですから、こういうものも本来の積み上げがね、僕はね、農業の方でやってもらいたいなと思ひよるがです。そのたまらんことが、結局予算へ反映されるわけやけやきよね。今でも反映されゆうと思うで。思うち

ゆうけど、やはりそういう、もうこれで何とか生活できる思うてやりよるところへ途端にやられてしまうきよね、これじゃあね、なかなか頑張るものも足元すくわれて頑張れんなる。

そういうところからですね、ぜひ、農業も林業も一体となって取り組んでもらうことを期待しまして、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

6番（浅野修一君）

では、議長のお許し出ましたので、通告に基づきまして質問の方に入りたいと思います。

今回、私は3つの質問を構えております。

早速ですが、質問の方に入りたいと思います。

まず1番目に、防災、減災についてでございます。

黒潮町はこれまでも、さまざまに防災、減災対策を行ってきたが、現状の課題への対応策を問うとしております。

カッコ1と致しまして、避難所、避難場所について、現状における町の対応策はどのようなものか、としております。

現状の避難所につきましては、安心できるといいますか、高台の方にある場所を指定されておられるので、一定整備もされてるのかなと思っております。

しかし一方ではですね、避難場所ですね。これは一次避難場所ですか。現在は地球規模の温暖化による気候変動を起因とします、よく耳にします線状降水帯や暴風雨、そして、冬場には大雪の被害なども多発しているのが現状であります。

避難場所の整備は、何が何でもですね、一次避難場所ですんで何が何でも早急に行わなければならないことだと思っております。以前から言っておりますが、後悔先に立たずと。やるべきことをやっておかないと、後で後悔するようになってしまいます。

今朝ほどの吉尾議員の質問の答弁にもありましたが、風雨や雪などから町民の命を守るための対策を、避難場所の充実を速やかに見直すべきではないでしょうか。町に課せられた喫緊の課題であり、いま一度、避難場所の見直しの必要性を強く感じるわけでございます。

このことを、町としてどのように考えておられるのか。町の本気度いいいますか、これを聞きたいと思っております。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、避難所、避難場所について、現状における町の対応策はどのようなものかのご質問にお答

え致します。

避難場所や津波避難タワーなどの避難空間の整備については、高齢者が歩くスピードを考慮し、津波到達時間までに避難できるよう整備しております。

避難所については、大規模災害時に避難してきた住民が主体となって運営できるよう、各施設に避難所運営マニュアルを作成し、トイレ等の備品も順次配備しています。

避難所の課題としては、暑さ寒さ対策が挙げられます。体育館等に空調設備を設置するには多額の費用が掛かるため、現状よりも手厚い国等の支援が必要です。

また、空調設備の導入に際しては、効率的に設置、運用できる機器の選定についても検討していきます。

避難場所につきましては、各自防災組織の取り組みにより、資機材の配備を行うとともに、世帯ごとの個人ボックスの準備等を行っている地区もあります。

課題としては、風雨を防ぐ施設がない点が挙げられますが、引き続き各地区と協議の上、地区防災計画の取り組みの中で改善を検討していきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

先ほども申し上げましたけど、一定整備の方は進んで、これまでの努力いいですか、町の施策で一定整備されたものとは思っておりますが。

今朝ほど、先ほども言いましたけど、吉尾議員のあれにもありましたが、200か所ぐらい言いましたかね。避難場所として約200か所、町の方が避難場所として指定といいますか、そういった指定をされておるように私は。今朝の答弁で、ビニールハウスの活用というふうな話が出てたと思いますが、以前にこのビニールハウスにつきましては自分も提案うか、要望に近い提案の方をさしてもらったわけですが。

あれですか、現状の場所を、この場所にはどの程度のビニールハウスをとか、取りあえず何か所にというふうな計画も持っておるんですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

ビニールハウスの設置につきましては、地区防災計画の取り組みの中、地域担当職員の方にも入っていただき、地区防災計画の取り組みを各地区で進めていっております。

その中で、地区の要望、そういったものを取り入れながら、また、設置できる場所とか予算にも限りが出てきますので、そういったことを今後、検討した上で実施していきたいというふうに思っています。

現状では、計画というものは持ち合わせてはおりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

このビニールハウス、ビニールハウスで上等って言ったらあれですけど、雨風防げますんで、逆にこれ



がないとですね、もう大変なことになると思います。

災害関連死であるとか、寒さで低体温になり命にかかわるであるとか、そういったこと目に見えておることです。ぜひですねそのへんの予算のこともあって、なかなかすぐにはいかんのかもしれませんが、どんどん、南海トラフの確率は上がってくる一方です。今で70とか80パーに上がっていると思います。そのへんです。ぜひ机の上に上げてもらって。

例えば、年間5基とか10基と、多いほどええわけですけど。そういったものの予算付けの方もですね、庁舎内の方でぜひやっていただきたいと思います。もう年度内に、という話にはなかなかかなり得んかなとは思いますが、直近で来年度、何基ぐらいみたいなこともですね、計画していくべきやと思います。そうやないともう間に合わんですよね。

町長も走り回って、1人も被害者を出さないということでやられています。そのへんも含めてですね、町民の命を守るという、ほんとに大事な大事な町民の命でございます。そのへん踏まえてですね、来年度考えますみたいな答弁はもらえんでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

先ほども答弁しましたとおり、地区防災計画の取り組みの中で、地域、地区からの要望等のまだ取りまとめというか、そういったものもできてない状況であります。

また、地区によってはワンタッチテントのようなものを構えておったりとか、また、漁業集落整備事業等々ではカーポートのような屋根を整備したりとかってというような避難場所もありますので、やはり、その避難場所、そこを使われる地区の皆さんのご意見等々を伺いながら、こちらの方は進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ビニールハウスです。普段は何か作るとか、そういった普段からの利用も可能かなとも思うたりもするわけですが。そういった考えを広げてですね、実行性あるというか、そういった方向に持っていったらと思います。

ぜひこれは早期の政策として実施していただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。

それと、これも危機管理の部分です。危機管理っていうのは、さまざまな分野で発揮せんといかんと思います。特に近年のこの災害、もうずうっと報道なんかで聞きます。しかも想定外な災害いうか、これも増えております。ぜひ、重ねてになりますけど早期の対策の方を作っていただいて、町民の方が安心できる、そういった仕組みをぜひお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひしまして、カッコ1の質問を終え、カッコ2の方に入ります。

カッコ2としまして、住居とブロック塀の耐震化率は何パーセントか。

答弁願ひます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、住居とブロック塀の耐震化率は何パーセントかのご質問にお答え致します。

住宅の耐震改修工事の進捗状況については、昨年度末時点で1,169件の補助実績があり、耐震化率は59.1パーセントとなっています。本年12月2日時点で完了または実施中の87件を加えると、60.3パーセントとなります。

ブロック塀については、昨年度末時点で191件の補助実績があり、本年度完了済みが23件となっています。

総数の把握が困難なため除去率等の数値はございませんが、住宅の耐震改修と同様に、倒壊による避難路の閉塞や直接的な負傷などを防ぐためにも、引き続き、啓発や事業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

だんだんには進んでおるといところですが。

この住宅の耐震にしても、分母の部分ですよ。この分母の部分で改修したのが、現状で60.3パーセントなのか。もっともっと、自分が思うには低いんじゃないかと思ったりもします。

いずれにしてもですね、現状のままでは十分とは言えませんがですね。これも早急な対策の方が必要だと思います。

そこで、いま一度ですね、先ほど課長も言っていました地区担当制ですか、この活用っていうのが大事になってくる。手っ取り早いやないですけど、早くできるようになるための担当制ではないかと思っております。

その活用をしながらですね、その上でその各地区の区長さんですよ。区長さんにも加わっていただいて、それで各地区を充実するというか耐震、ブロック塀の除去、そういった部分がですね、早期の対策に有効じゃないかと思うがですけど。

そういった取り組み、今でもやってはもらってると思うがですけど、もう最近いいですが、地区担当の方が、自分とこですけど地区に来てどうこうみたいなのは、ちょっと遠のいてるんじゃないかと思いますが。そのへん、今言った担当者と区長さんとの力を合わせた部分で、その地区その地区を網羅してもらおうというか、そういった手だてできんでしょうかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、地域担当職員の地域への入り方ということでございますが、まず耐震の面で言うと、耐震改修ではございませんけど、家具固定の方を昨年度、地域担当職員の方に、地域とともにする方、した方がいい方とかいう方をご紹介いただき、それにそういったことでの取り組みは進めていきました。

そしてまた今年度につきましては、まず井戸の現況調査ということで井戸の調査をしていただいたり、孤立対策の一つとして、避難所運営マニュアルの見直しであったりとか、また、外部からの支援がない中で、どうすれば1週間しのげることができるかとか、といったような協議をしていただくようお願いをしているところであります。

ほんで、耐震改修工事の方につきましては、ここ数年、100件前後の実績がありますので、町の財政的にもこのぐらいがいっぱいいっぱいなところがあるのかなという面。それから、大工さん。実際に耐震改修工事を行う大工さんというのも、やはりこのぐらいがちょうどぐらいの仕事量になるのではないかといいうふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

100件100件進んでいけば、まあまあスピードではいくとは思いますが。

ただ、いずれにしても早く対策せんと、間に合わらなねっていうふうな、もう少し頑張ったらというふうな、ね。先ほども言った後悔につながっては駄目だと思いますんで、この点もですね、ぜひ早期に。早期に早期にばっかり言いますけど、ほんと早期に着手していただき、全ての家屋が耐震化されて、命をしっかり守れるという体制をつくっていただきたいと思います。

本当、ただ、耐震ですけど。補助金の方、補助金内で結構、今は賄っていけるというか、住民の方の持ち合わせがなくてもできるような、以前から言えば広報であったり、それも進んできておりますので、持ち出しもなくてちゃんとできるというふうなところにもなっておろうかと思えます。

あと、もう一つだけ。

今言いました広報的なところですけど、全体を耐震化というふうなことは今はやってないと思えますけど、1階であれば1階だけとか、あと、寝るところですね。それとか台所であるとか、長い時間そこへおるっていうふうな特定したというか、そういった工法であれば件数もこなせるんじゃないかと思えますが。そのへんもですね、ぜひ進めていただきたい。

この、今言う台所であるとか寝室であるとか、そういった取り組み、推進できますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、現在、町の方で行っている改修というのは、基本的には、一棟丸々耐震工事ということになっております。

2階建て等である場合、段階的にしていくということで、1階をまずやり、後に2階をしていただくというふうな制度もございますが、ほとんどの方が全体的に耐震改修をし、耐震工事を行うというふうなことをしていただいております。

部分的な改修になってきますと、耐震改修工事、国や県の支援もいただきながら行っておりますので、そちらの方とのすり合わせというか調整、そういったものもなければ町の持ち出しが増える一方になってしまいますので、そういったこと。

それから、本当にそういう部分的なものだけで大丈夫なのかという、いわゆる安全性というか、そういったことも考慮していかなければいけないというふうに思っています。

それから、耐震改修率の分母の件でございますが。これまで、住宅土地統計調査による数値を使用するというふうなことも答弁しておりましたが、国の方に問い合わせると、1万5,000人以上の市町村でないとその数字は国の方も持ち合わせていないということでしたので、やはり大きな市町が使っているような

数値は使えないということで。

今現在は、これまでもお話ししましたとおり、税務課が持ち合わせております家屋台帳の住居と言われるものを分母としております。

しかしながら、その数字、現在7,300戸弱の数字となっておりますので、ただ、現在の黒潮町の世帯数が5,300世帯もないくらいになっております。そういったことを考えたときに、明らかに分母が大きいのではないかというようなこともありますので、ちょっとこの分母につきましてはどのようなものが適正かということもありますので、そこはもう少し町としても研究、検討をさせていただきながら、分母をどうするか。近隣というか県内の小さな、同じような市町がどのようにしてるのかというようなこともちょっと検討しながら、分母の数については今後考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

そうですね、なかなか数字で表すのに確定した数字はなかなかつかめてないと思いますので、仕方ないと思います。

ただ、この耐震化は、先ほども言いましたけども早くやるべきですんで、ぜひですね、課長の課でも動いてもらって、ぜひ早期の仕上がりというかよろしく願いますんで、お願いします。

カッコ2の質問を終わり、カッコ3です。

カッコ3として、津波避難タワーの最大高は22メートルだが、町内には海拔18メートル未満の地区もあります。

町としてどう捉え、対策を取るのかでございます。

このことの、東日本大震災の折に、翌年の4月ですか、34.4メートルの津波高を突きつけられたわけですが、この質問再々やってますんで申し訳ないのですが、このこともですね、自分、ちょっと懸念を持ってるといふか、課長の方でどういうふうな受けとめでおられるのか、ちょっとお聞きもしたいわけですが。

佐賀の避難タワーは22メートルで、西日本一ですよ。日本一に近いようなを立っておるんですが、町内にはそれよりも低い避難所、避難場所のところもあろうかと思うがですよ。

そのへん、どのように考えられておるかということをお聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、津波避難タワーの最大高は22メートルだが、町内には海拔18メートル未満の地区もある。町としてどう捉え対策を取るのか、のご質問にお答え致します。

津波避難タワーは、津波到達時間までに自然高台等へ徒歩での避難が間に合わないエリア、いわゆる津波避難困難区域を解消するために建設していますので、理論上は、正しい避難行動をとれば、津波からの避難が間に合うものとなっています。

また、町内の津波避難タワーの高さについては、タワーが建設されている最大浸水深から4メートルの余裕高を確保し、最上階のフロア高を設計しています。

そのため、町内の6基の津波避難タワーは高さが異なりますが、最悪の想定にも対応できるように設計されています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

何か学術的というか、そういったことで高さも出ておるんだとは思いますが。

そうですね、先ほど言った 18 メートル前後で大丈夫なのかなみたいなのところも、老婆心的に思ったりもするわけなのですが、そういった意味で把握はできてますよね。どの避難場所が海拔幾らであるとか。そこは安心しましたけど。

ただ、ぜひとも、そうは言っても、この高台の指定はしてるけど絶対大丈夫みたいなのところではなくて、やっぱり心配事を払拭していかなくてはならないと思いますんで、そういった再度の洗い出しているかそれをですね、ぜひ今後取り組んでいただけたらと思いますんで、ぜひよろしくお願ひしまして。

カッコ 3 の質問は終わって、カッコ 4 の井戸の調査の進捗状況を問うに入ります。

先ほど来同じことを言いようですが、吉尾議員への質問と重複してしまってるんで、ちょっと申し訳ないのですが。

これまで、6 月議会でしたかね、井戸について把握できているかっていうふうなことで質問も投げ掛けたことですが、今朝の分で約 200 か所のいや、これは違います。ビニールハウスですよ。井戸は約 100 か所ぐらいは把握できてるということで。しかも、その 100 か所のあれを地図に落とし込んであるか、可視化をするように。まだできてないですよ。可視化をするってことなんで、それはぜひですね、早めにやっていただけたらと思います。

井戸水っていうのはほんと、各震災言うたら何か言葉は悪いですけど、東日本にしてもその他の震災にしても、井戸水で随分助かったっていうふうなことも聞いておりますんで。

この井戸の新設計画みたいなのものはありますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、通告書に基づき、浅野議員の井戸の調査の進捗状況の質問にお答え致します。

現在、地区と地域担当職員により、町内の井戸の調査を行っています。

能登半島地震では、井戸が生活用水の確保に役立った事例があり、また、東日本大震災では、井戸の被害が少なかったことが報告されています。これらを踏まえ、災害時の水の供給確保に資するため調査を行っています。

調査の期間は 12 月末までを予定しており、現在までに全 62 地区中 38 地区、約 61 パーセントの調査が終了し、約 100 か所の井戸の所在が確認されています。

今後は、地図等で可視化し、防災対策に活用する予定です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

この井戸ですけど、課長あれですか、ただ井戸がありますよ、だけでは使えんじゃないですか。こういったポンプというか、そういったものの整備については今、現状どんなになってますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

現在行っておる調査は、井戸の所在の確認、もちろん水が出ていなければなりませんのでそのへんは確認していただいておりますが、ポンプがあるかとか、例えば飲料水として大丈夫なのかとかいった、そういう詳しいところまでの調査は行っておりません。

まず、場所を確認し、浄水器等も配備しておりますので、そういったものとの併用が可能かとか、また、ポンプのようなものが必要になってくるのかというようなことは今後、場所、それから数、地域性、そういったものを考慮し、今後どのようにこの井戸を具体的に活用していくのかというようなことに関しては、町全体を見て検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

井戸、あるだけでは今も言いましたように使えませんので、そういった調査の方もですね、まだまだ隠れ井戸やないんすけど、隠れた部分もあろうかと思っております。

区長さんでもね、なかなかその地区のどこにあるっていうふうなことまでは把握の方難しいかなとは思いますが、そのへんも区長さんを通じて把握の方をしていただいて、また地図の方に新たに見つかれば落とし込んでいくというふうなことを、ぜひですね、それも早急にやっていただきたいと思っております。

ほんで、井戸については私今でも、水っていうのは命の源だと思います。水がなければ生きていけませんので。そういった意味も含めてですね、井戸の重要性っていうのを再認識していただいて、調査であったり、そこへポンプ、手押しのポンプでもいいと思います。そういったもの設置もぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで、これで4番の質問を終わりカッコ5ですが、これがおおごとながですよね。

カッコ5としまして、災害廃棄物の処理は重要だが、現状どのようなシミュレーションとなっているかでございます。

この災害廃棄物はですね、この処理、その量であるとか種類であるとか、いろんなものがごっちゃになって混ざった物を見るしかなかったわけですが、この選別っていうのがですね、すごく、あとあとの復旧復興、これに関係が大きいみたいです。

そういった、まずはどういうシミュレーションか、ちょっとお聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、災害廃棄物の処理は重要だが、現状、どのようなシミュレーションとなっているか、についてお答え致します。

県の計画や国の指針を参考に、町における災害廃棄物処理の基本方針を示す黒潮町災害廃棄物処理計画を、平成30年に策定しています。

この計画は、地震等による災害がもたらす深刻な影響、特に廃棄物処理問題の重要性を認識し、平常時

から適切な対策を講じることで、災害発生時の混乱を最小限に抑え、迅速な復旧復興につなげることを目的としています。

計画では、L1 クラスの地震津波による災害廃棄物の発生量を約 28 万 5,000 トン、L2 クラスでは約 101 万 1,000 トンと試算しています。これは、令和 4 年度の町内一般廃棄物の総排出量に対して、L1 で約 96 倍、L2 で約 341 倍に相当します。

また、一時仮置場の必要な面積は、L1 クラスで約 7.5 ヘクタール、L2 クラスで約 30 ヘクタール必要と見込まれています。

災害廃棄物には可燃物、不燃物、木くず、金属など、リサイクル可能なものが含まれているため、仮置き場では分別や破砕などの中間処理が必要です。そのため、町民の皆さまには、廃棄物の細かい分別や混載しない形での搬入への協力をお願いすることになります。

また、仮置き場の開設には時間を要するため、発災直後に不適切な廃棄が行われないよう、事前の啓発活動が重要です。

今後、町民の皆さまへの平時からの啓発活動や、必要に応じた研修、訓練の実施を検討し、災害廃棄物の適切な処理体制を強化してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

この災害廃棄物は本当、手が掛かって、なかなか復興への道を邪魔するいいですか、そういったものになってまいります。

今、平成 30 年策定の方をされておられるようで、少し安心は致しましたが、いずれにしても大量のそういった廃棄物が出ますんで、入ってきたシミュレーションの方が大事になってくる部分もあろうかと思えます。

課長も今、なかなかその分別については難しいですよというふうなことやったがですけど、そのへんもですね、仮置き場の部分で住民の方にご協力いただいて、例えば、トラックの前の方には電化製品とか、真ん中には木くずとか、後ろには違ったもん。そういった取り決めうか、各地区にそういう考えとか落とし込みをぜひしていただいとかと、たぶん大混乱で、復興どころではなくなると思えます。

ここに能登半島地震のあれもあるがですが、もうとんでもない量の廃棄物の種類が出てますんで、これは本当他人事ではありませんで、ぜひ前もってのそういった計画の方、ぜひ抜かりなくお願いしたいと思えます。

それでは、こういう災害については、大西町長の東日本の当時、34.4 の津波高を国から突き付けられたわけですので、そうやって県や国と、走り回った町長としてですね、この災害に対する思いであるとか、今言うこの廃棄物の問題であるとか、先ほど来質問しましたことについて、町長の思いであったり考えを少しお聞かせ願えたらと思えますので、お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。うまくまとまりますかどうか。

犠牲者を出さないという考えは、僕もそうですし、黒潮町の行政組織としてのマインドは一切変更がご

ざいません。

それから、防災を進めていく主体でありますけれども、それは人であって地域である。こういったマイルドも一切変更がございません。

その上で、これまでは、そのときにいかに人命を確保するのかということに重点を置いて進めてきた防災が、一定インフラが整備されたことで次のステップに進む必要もあるというのも、また、行政組織として共通のコンセンサスを持ってるところです。

例えば今回、避難場所のご質問をいただきました。避難も少しフェーズが分かれておりまして、よく言われますエバキューエーションですね。それからシェルタリングに変わりレフュージに変わる。つまり、命を持って逃げる避難行動を支える避難インフラと、それから、命が確保され、次に移動する所。例えば、現行の町の計画でありますと体育館でありますとか、浸水区域外の集会所でありますとか。それから今度は、例えば災害公営住宅とか、そのように、避難もフェーズによって変わってまいります。

町が何とかこう手を出せるところというのは、第1段階、第2段階でございまして、第3段階の避難場所に災害公営住宅等々に関しましては、かなり法律事項を読み込んで、地方の実情に合った法律にしていただかないと、迅速な対応ができないということになっています。

実は僕、この6月に官邸入りまして、危機管理担当の総理補佐官に直接これを打ち込んでまいりました。国の方としても、今の現総理も、避難場所の環境整備については積極的に進めていくというようなことを言及されておりますので、これから防災庁の設置と併せて、さまざまな制度が出てきようかと思えます。

今もですね、国会でご審議いただいております令和6年度の補正予算、この中でも内閣補正350億円の計上ということになっておりまして、その中では、幾つか恒常的な制度に移行していただきたいものもございまして。それももれなくきっちり国の方に、地方の実情ときちんと整合性の取れる制度となるように、訴えをしてまいりたいと思えます。

全体的なお話になりまして大変まともでございますけれども、自分たちが目指す防災というのは、やっぱり命を失わないということです。この命を失わないというのは、その事象そのものから命を確保する。それから、能登でも大変注目をされました災害関連死、これを含めてです。なので、少し目標達成には期間がかかることになろうかと思えますけれども、着実に一つ一つ進めてまいりたいと思えます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

はや、国の方にも足を運んでいただようなんで、どんどんですね、言ってもらいたいと思えます。それで、いっぱい引っ張ってきてください。それによって、できることをたくさん増えてくると思えますので、お願いします。

防災については終わりますが。

ここで一つだけですね、この前病院の方へ行ったら、知り合いの女性の方が寄ってこられて、津波が来たら逃げるけん、逃げれるようにしちよってよって言われました。もう何かね、何というか胸が詰まるような思いをしたことです。

そういった、病院に行っておりますおばちゃんは、脳梗塞を5年前にして、それでも回復して自分で頑張って逃げるけんねというふうに言ってくれましたんで、そういった方を助けられる施策の方を、今後もぜひ続けていただきたいと思えます。

自分も微力ながらそういったことにかかわっていきたくて思えますので、よろしくです。



それで、1番の防災減災についてをこれで終わらして、次に、2番目として産業振興についてです。人口減少の歯止めには職場づくりが黒潮町の生命線であると考えます。

黒潮町存続への思いから、以下について問います。

カッコ1、県内外の企業誘致は行っているか。

また、今後の方針はどのようなものか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

浅野議員のカッコ1、県内外への企業誘致は行っているか。また、今後の方針はどのようなものか、についてお答え致します。

本町でも人口減少対策及び住民の皆さまの生活基盤を確保するため、雇用の場の確保に取り組んでいるところです。

その一つとして取り組んでいる企業誘致ですが、高知県西部の経済圏域である幡多地域でも人口減少が進んでおり、企業誘致には厳しい状況が続いているところです。

商用施設や工場などの企業誘致が厳しい反面、都市部の企業には地方の課題に関心を持ち、自社が課題解決に貢献できる可能性があり、それがビジネスモデルになるかもしれないと考えている企業が多くいる状況にもあります。

そのため、今年度、高知県商工労働部企業誘致課が実施する令和6年度中山間地域等企業誘致促進事業に参加を行い、先月19日に大阪市にて、同じく県内より参加した宿毛市、大月町、中土佐町、室戸市、東洋町とともに、43社の企業に企業誘致のプレゼンテーションを行ってきたところです。

そのうち、9社が当町に興味を持っていただいたようです。

今後につきましては、その9社とオンラインでの協議を行い、一度当町にお越しいただけるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ご苦労さんでした。

また、こういった企業を呼び込むにはですね、コミュニケーションいいですか普段からのお付き合いだったり、そういったところが大きな力になりますので、ぜひ恥ずかしがらずにぼんぼんぼんぼんアタックしてみてください。

成せば成るで当たれば成ることもたくさんできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほんで、あと商業関係うか商売関係でしたら商工会さんとの連携であつたり、そういったところも大切になつてこようかと思ひますので、普段からのどうですかというふうな、町からもそういった訪問であつたり、接触うかそういったことを大切にしていきたいと思ひます。

ただ、企業誘致とかつて言ひますけれど、昔であればもう、幡多は陸の孤島みたいな言われ方をしておりました。今となつては道路の方も整備でき始めましたので、まあその部分は解消できるであらうと思ひ

ますし。

あと、コロナ禍以降、オンラインであるとか、そういった部分での仕事も可能になってきております。他県なんかでは、そういったIT企業とかですね、そういった都会にいたなくても田舎でできる仕事であるとか、そういった部分も誘致には可能になってこようと思いますんで、目線を広げてというか、そんな見方で対応の方をしていただきたいと思います。ネット社会は距離あんまり言いませんので、そういった意味で、ぜひお願いしたいと思います。

それともう1個、室長にお願いしたいのは、推進室だけで抱えるじゃなくて、ほかの部署ともさまざま産業推進についてはかかわってくる部分が往々にしてありますんで、そういった庁舎内でぜひ輪を広げてもらって、どんどん呼び込んでいってあげたらと思います。

もう言うたら、全国でアイデアの出し合いで取り合いたと思いますんでね、そのへんも含めてよろしくお願いしたいと思います。

カッコ1を終わって、カッコ2の方に入りたいと思います。

カッコ2、新産業の構想を提案されたとき、これまでに黒潮町としてどう受け止めてきたかでございます。

何か質問が、何というか抽象的で変な質問ですけど、町としての姿勢への質問でございますので、お願いします。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

浅野議員のカッコ2、新産業の構想を提案されたとき、これまでに黒潮町としてどう受け止めてきたかについてお答え致します。

町内で新しく創業をしたいという方からの相談があった場合は、まず相談者から、いつ、どうしたいのかを黒潮町商工会を交えて聞き取りをしながら、創業計画を一緒に作成していきます。

創業する内容が具体的になったところで、ビジネスプランの作成を支援していきます。

その中で、創業内容に応じ、活用できる国や県の助成金等、金融機関の融資の条件等を金融機関を交えて、検討していきます。

併せて、経営者としての知識や技術を習得する一つとして、土佐まるごとビジネスアカデミーの受講を紹介するなど、相談者の希望に添えることができるように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

来ていただけるというか、来やすいような雰囲気をつくっていただきたいと思います。随分それで違うと思いますんで。

ほんで、新産業というふうなことで問うてますが、幅が広過ぎてどこまでの答弁か、ちょっと困惑されたことだと思います。

そこで、室長の方ではないと思いますが、この前、ニュースの方ですね、エビながですがバナメイエビっていうクルマエビに似たエビなのですが、これの陸上で、山やったかな。陸上で養殖に成功したというふうなことで、この前ニュースであったがですけど。

この方がですね、なぜか黒潮町でこれをやりたいと。香美市の方がながですけど、黒潮町でぜひやってみ  
たいというふうなことを言っておられたがですけど、今西課長になるがかな。そういった打診というか、  
アポはまだないですか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃられる、バナメイエビの陸上養殖関係につきましては、私の方もニュース等で拝見をさせ  
ていただきました。

実際にですね、黒潮町の方に対しましての問い合わせ等は、現在ございません。

ただ、お話を聞く限りですね、テレビを見る限りでは、水産業分野での事業ではないかと考えておりま  
すので、ご相談がある場合には個別での対応を進めてまいります。

また、それ以外の問い合わせにつきましても、お気軽にご相談をください。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ぜひですね、そういった声が上がればですね、呼んでいただきたいと思います。

この方はその続きの話もありまして、バナメイエビ、ここでちょっと大量養殖をやりたいようながです  
が、そのことが軌道に乗って収益が上がれば、その収益の一部をカメの、ここはカメも卵を産卵に来るか  
らカメの保護にも収益の一部を使いたいというふうなね、何かすごい懐の広いというか、そういった構  
想も持っておられるようなので当町にはうってつけの話かと思えますので、ぜひお話があれば、養殖場の場  
所であるとかそういった相談も来るとは思いますが、そのときには気持ちよく迎え入れてもらいたく思  
いますのでよろしく願います。

町長もこんな話があったら会って、どんどん誘致の方をしていただきたらと思います。

ただ、誰でもかれでも、何でもかんでもみたいなことにはいかんと思えますので。

延長願えますか。

8分やなかったですかね。そこまではかからんと思えますけど。

そういったことでですね、来るものは拒まずとかウェルカムでぜひ、ほかの部署の皆さんもぜひそ  
ういったことでお願いできたらと思います。

町長に振ろうか思いよったですけど、このがはもうちょっとやめておきます。

それで、2番目の質問を終わり3番目の質問で、3として、防犯カメラ設置についてでございます。

6月議会における町の答弁は、防犯カメラの有効性を疑問視したものであったように思っております。  
今も同様なのでしょうか。

本年度の1学期、町内の小学生に対する不審者による事件が発生致しました。今も未解決でございます。

また、全国では、闇バイトによる犯罪が多発しており、黒潮町と町民の命を守るためには防犯カメラの  
設置が有効であり、また、必須であると考えております。

安心安全なまちづくりへの思いと対策を問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、防犯カメラ設置に対する個人への補助金創設のご質問にお答え致します。

防犯カメラは24時間撮影が可能で、犯罪の抑止や発生時の容疑者特定に役立つなど、安全で安心なまちづくりに大きく貢献します。

一方で、撮影対象者のプライバシー保護には十分な配慮が求められます。

そのため、個人宅に防犯カメラを設置、運用する際には、住宅の犯罪抑止効果を高めるだけでなく、設置場所や目的を明確にし、撮影範囲を必要最小限にとどめることが重要です。

また、通行人や隣家への配慮も徹底する必要があります。

これらの条件を踏まえると、住宅の防犯には有効ですが、地域全体の防犯、特に路上での防犯においては、効果が限定的です。

そのため、現時点では、個人宅への防犯カメラ設置に対する補助金の創設は考えていません。

なお、教育委員会では、県の補助金を活用して、児童生徒の通学路などに子ども見守りカメラを設置しています。

今後もこの補助金を活用し、設置を進めていく予定です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

課長の方今、一般家庭対象みたいなことであれでしたけど、店舗ういか、いろいろ店舗あると思いますが、そういったところにもできれば、国道沿いであるとか県道沿いであるとか、そういったところのことでございますが、そういったところも有効なんじゃないかと思っております。

先ほども言いましたように、こんだけですわ、都会も田舎もない。どこで、いつ起きるがやら分からん。そんな事件が多発しております。

この前でしたかね、千葉か埼玉から、中学生、高校生が山口までとか行ってどうこうとか、まあ未遂に終わったらしいですけど。そういったですね、考えられないような長い距離でも行ってしまいうってういか、そんな時代になってしまってますんで。

そういう意味では、この防犯カメラ。課長言ったようにプライバシー、これはね、守らんといかんですし、近所の方の承諾というかお許しも得た上でないと、当然設置は不可能だとは思いますが。田舎でも、やっぱそういったことが起こり得るんですわ、ぜひこの部分、広げていくべきと自分は思ってます。

課長ですか、6月でしたかね、防犯カメラは、防犯カメラに抑止力はないというふうな発言だったと思うんですが、今でもやっぱりそういうお考えでしょうかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

先ほども答弁しましたとおり、防犯カメラは、犯罪の抑止効果、それから、もし発生した場合の容疑者の特定、そういったものには大変役立つものだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

ちょっと安心いうかあれしました。

何か、以前はもう抑止力なんかじゃない、何て言いましたかね、それよりも住民の方の意識向上言うたかな。そちらの方が大事で、住民同士がひとつになって初めて抑止になるというふうなお話だったと思います。

何度にもなりますが、やっぱり自分としては、このカメラっていうのは本当有効やと思ってるんですけどこのこと言ってますけど、ぜひ進めていただけたらと思っております。

それで、これっていうのも、これも6月議会で申しあげましたけど、5月の22でしたか、小学生が下校時に、黒づくめやったと思いますが、そういった若い男性に鉄砲のようなものとナイフのような物を持って、撃つぞというふうな脅しをされたことがありました。

町長はその時分、多聞海外であったかと思いますが、5月時分ですので。それは、自分たちの地元の小学生ながですよ。この話は聞いてご存じかと思っております。

町長、すみませんけどいかがですか。この防犯カメラを設置いうことで、町民を守るっていう意味合いが大きいと思うのですが、どのように考えられます。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

防犯カメラの効果が高いことはよく言われてることでありまして、皆さんご承知のところだと思います。

しかしながら、やっぱり地方であるこの黒潮町です。もう少し頑張れることがあるんじゃないかと思えます。それは地域の力でありましたり、あるいは、今通学もですね、地域の人は一生涯懸命スクールガードリーダーさんがですね、お守りいただいています。

こういったところともう一度連携をしながら、地域の防犯力を高めていく。まずこれをやらなければならぬかなと、そんなふうには思います。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

おっしゃるとおりではありますが、自分としたらすごい有効だと思うんで、ぜひ進めていただきたいと思えます。

それと、先ほど村越課長の方からもありました、子ども見守りカメラの方ですね。これは教育委員会の方ですかね。

これ、このカメラについて何か情報とかございましたら、聞かせてもらえますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

教育委員会が管理する子ども見守りカメラにつきましては、黒潮町子ども見守りカメラ管理規定により、

厳格に管理をしております。

管理するカメラの個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回るとは絶対に避けなければなりません。

そのため、管理者以外の閲覧や、盗難の防止のため施錠のできる設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないような設備が必要です。

黒潮町子ども見守りカメラ管理規定では、黒潮町が設置する子ども見守りカメラについて、安全安心に子どもを通学、遊ばせることのできる環境の整備、声掛けや犯罪の抑制及び防止を図ることと並行して、当該カメラの撮影対象となる者のプライバシーの保護を図ることを目的としております。

そのため、設置表示者及び管理方法、画像データの保管及び廃棄、画像の閲覧、提供の制限などを定めて管理しており、これらを満たして設置を致しますと、安価に設置することは困難となっております。

これまでも子ども見守りカメラにつきましては、黒潮町通学路の安全管理の会議の中で、その位置なんかを計画的に協議をしながら設置をしてきておりますので、今後もそのようにして設置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

6番（浅野修一君）

この子ども見守りカメラの補助があると思いますんで、そういった補助を有効に活用していただいて、子どもたちだけとは限らず、町民の方全体にもなろうかと思っております。

毎年2台で、大体。コンスタントに毎年毎年、そうやって広げていただけるとありがたいと思います。

いずれにしてもですね、防災にしてもこの防犯カメラにしても、町民、住民の方を守るためのことでございますので、庁舎内全体でですね、今後も職員一同力を合わせていただいて、ぜひですね明るい黒潮町の方を目指していただきたいと思います。

これで、今回の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 48分